

全労連 第20回定期大会

議案書



2002年
7月24日～26日
東京・ホテル 海洋

目 次

第1号議案

雇用・暮らし・いのちと平和を守り、政治の民主的転換にむけ、壮大な共同の発展を

はじめに	2
【第1章】今大会をとりまく内外情勢の特徴	3
1) 深刻さを増す雇用と暮らし・営業	3
2) 小泉流「改革」のまやかしと破綻	3
3) 財界のグローバル戦略の根本的な矛盾	4
4) アジアから孤立する軍事大国化路線	5
5) 小泉政権を追いつめる国民運動の前進	5
【第2章】今年度の全労連運動の基調	6
1) 「目標と展望」実現への着実な到達点を築く	6
2) あらゆる社会勢力との国民的対話の追求	6
3) 結成15年にふさわしい組織機能の強化	7
【第3章】国民春闘と賃金闘争の活性化	7
1) 春闘・賃金闘争の経過と到達点	7
2) 多くの仲間の共感と参加を促す春闘を	8
3) 今年度の賃金闘争の重点課題とたたかい	9
4) 公務員賃金と成果主義賃金のたたかい	10
【第4章】リストラ「合理化」反対、雇用の拡充	10
1) 今年度のリストラ反対、雇用闘争の重点	10
2) サービス残業・過労死の根絶、働くルールの確立	11
3) 中小企業と地域経済の活性化	12
4) 公務員制度・特殊法人改革、市町村合併のとりくみ	12
5) 国鉄闘争勝利、労働委員会の民主化	13
【第5章】国民の共通要求実現をめざす運動	13
1) 医療・福祉・年金など社会保障の拡充	13
2) 消費税引き上げ反対などの減税闘争	14
3) 民主教育の確立をめざす運動	14
4) 食料の安全、環境保護と災害対策	15
【第6章】平和と民主主義・政治の民主的転換	15
1) 政治の民主的転換と職場革新懇運動	15
2) 有事法制反対、核兵器廃絶、憲法擁護	16
【第7章】国際連帯・交流活動の推進	16
【第8章】総対話と共同、組織の拡大・強化	17
1) あらゆる労働組合、社会勢力との対話・共同	17
2) 単産と地方・地域、全労連の組織拡大	18
3) 全労連機能の拡充・強化	18
【第9章】当面する夏季闘争と02秋闘の具体化	19
1) 悪法阻止、増税反対、国会解散のたたかい	19
2) 一時金・最賃・人勤と公務員制度のとりくみ	20
3) NTTリストラ、労働法制改悪反対	21
4) 労働委員会の民主化と国鉄闘争の前進	21
5) 「全国キャラバン」など秋の統一行動	21
6) 03春闘にむけた準備	22
第1号議案 / 付属文書 1年間のたたかひの経過と到達点	24
第2号議案 「『組織拡大推進基金』の創設について」	38
1. 「組織拡大推進基金」の提案に至る経過	38
2. 「組織拡大推進基金」創設の意義と目的	38
3. 「組織拡大推進基金」による組織建設目標	40
4. 「組織拡大推進基金」の規模・集約方法	40
第4号議案	
「2001年度決算繰越金処分と2002年度財政方針について(案)」	42
第5号議案	
「全労連規約・大会運営規則の改正(案)」	47

第1号議案

雇用・暮らし・いのちと平和を守り、政治の民主的転換にむけ、壮大な共同の発展を



全国から6万人が結集した—STOP!有事法制6・16全国大集会 (毎日新聞社提供)

はじめに

全労連第 19 回定期大会以降の 2 年間、世界と日本の政治・経済情勢は急激に変化した。グローバリゼーションは、アメリカなどの大国に富が集中する一方で、他方の極に貧困と飢餓をもたらし、資本主義の矛盾を世界に広げた。日本では政府の後押しをうけて、大企業によるリストラ・「合理化」の嵐が吹き荒れた。また、「自民党政治を壊す」と叫んで登場した小泉首相は、国民の高い支持率や異常なマスコミ報道を背景に、国民主権、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自治をうたった日本国憲法の基本原則を蹂躪し、規制緩和・民営化をキーワードとした「聖域なき構造改革」を推進してきた。その結果、労働者と国民の雇用や生活がいつそう破壊され、日本経済はデフレスパイラルに陥るなどさらなる混迷を深めている。

こうしたなかで、全労連は国民の生存権にかかわる「雇用」「くらし」「いのち」「平和」の緊急要求をかかげ、すべての労働者・国民に共同闘争を呼びかけてきた。国家的な経済・政治危機と結びついたなりふりかまわぬ攻撃の前に、労働者の要求闘争はしばしば困難を余儀なくされたが、大企業の横暴と小泉内閣の悪政を鋭く追及する全労連のたたかいは、労働者と国民を激励し、支配勢力を窮地に追い込んできた。とりわけ今春闘では、国会で「有事関連三法案」「医療改悪法案」「個人情報保護法案」「郵政関連法案」などの悪法が強行されようとするも、一致する要求にもとづく共同闘争を労働組合、農民、商工業者、医療・市民など後半な団体に呼びかけ、春闘を国民総ぐるみの社会運動として前進させてきた。

この 2 年間の全労連運動は、もはや一刻の猶予もできない状態悪化が多くの労働者の意識変化をもたらし、それを土台に労働組合間の要求の接近がはかられ、要求の接近が共同の気運を高めていることを示した。そして、労働組合の要求の接近や共同の前進が、広範な国民と民主勢力を激励することにつながった。政府みずからが、「四つの重要法案」と位置づけた悪法を会期には一つも通させなかった国会闘争に象徴されるように、労働組合のもつ組織力と戦闘性をすべての国民の利益擁護のために発揮する重層的な共同闘争の探求が、運動の発展と政治の民主的転換にむけた確かな道であることを明らかにした。

またこの 2 年間、全労連を ILO 総会の日本労働者代表団の一員として選出させたのをはじめ、「サービス残業の改善」「過労死認定基準の緩和」などに関する厚生労働省通達や、「緊急地域雇用創出基金」の継続・増額を実現するなど、制度・政策面でも政府と切り結んで全労連の要求・政策を一定反映させる局面をつくりだしてきた。組織建設では、あらゆる産業にわたる容赦ないリストラ「合理化」によって困難をもたらされたが、すべての加盟組織と組合員の地を這うような奮闘努力によって、結成時の組織人員を維持・前進させてきた。結成 12 年のたたかいを通じて、全労連の社会的役割と地位が着実に高まっていることは誰も否定できない。

同時に、現実に行進している大企業の横暴と小泉内閣の悪政、そのもとの労働者・国民の深刻な状態悪化は、全労連運動が決して小成に甘んじてはならないことを示している。日本労働運動の活性化にむけた新たな芽生えがおき始めているとはいえ、その胎動を確かなものにしていくには幾多の困難をのりこえなければならない。全労連第 20 回定期大会の主要な任務は、この間の運動の経過と到達点を踏まえて、今後 2 年間にわたる全労連の「運動方針」「組織拡大推進基金の創設」「財政方針」などの議案を審議・決定することにある。すべての加盟組織と全組合員の英知を結集して、日本労働運動と全労連運動の未来を切り開こう。

みずからの失政が招いた政局の混迷と国民運動の前進によって窮地に追い込まれた小泉内閣は、国会会期の大幅延長というルール破りを強行した。いま、まさに「悪法の成立か・阻止か」「小泉内閣存続か・退陣か」をめぐるはげしい鏖戦が続いている。全労連第 20 回定期大会は、そのたたかいの最終盤で開催される。緊迫した攻防が繰り返されている「有事関連三法案」や「医療改悪法案」を何としても廃案に追い込み、国会解散をかちとるための当面するたたかいに全力をあげ、運動の大きな高揚のなかで定期大会を迎えよう。すべての単産・地方組織と組合員の奮闘を心から呼びかける。

第1章 今大会をとりまく内外情勢の特徴

1) 深刻さを増す雇用とくらし・営業

<1-1> NTTの11万人、日立の1万4700人をはじめ、大企業による空前のリストラ競争のもとで深刻な雇用・失業危機が進行している。重要なことは、これらのリストラが活用するにはリストラ計画の提出が求められる「金融再生法」「早期健全化法」や、労働者を1人減らせば100万円の税金をまけてやる「産業再生法」など、政府の支援策のもとに行なわれていることである。この結果、完全失業率は5%台・350万人前後で高止まりし、高校卒業生の就職難や就労者の多くが派遣・臨時、パート・フリーターという実態がすすんでいる。

また、経営再建を口実にした賃金カット、能力・成果主義賃金による降給、一定年齢からの賃下げなどが労働者を襲っている。勤労世帯の実収入は97年以来4連続して減少し、多くの労働者と家族が食・被服費など生活必需品の支出を抑えて耐えしのんでいる。財界は、「日本の労務費用は高い」と宣伝しているが、厚生労働省調査によっても日本を100とした場合、アメリカは102、ドイツは144であり、彼らの宣伝には何の根拠もない。賃下げを「当然視」する世論への誘導をねらう財界の攻撃を事実にもとづいて暴露していくことが重要である。

<1-2> 中小企業経営も悪化の一途をたどっている。アジアへの生産移転と価格破壊、大企業による下請け単価の切り下げと仕事の打ち切り、金融機関の貸し渋りなどによって、01年度の企業倒産はついに2万件を突破した。中小企業は地域の経済と雇用を支える柱であるが、不況の長期化、地域金融機関の再編・淘汰などによって、商店街、地域経済の空洞化がすすんでいる。行政、中小企業、金融機関、地域住民などと協力・共同して、労働組合がふたたび豊かな地域につくりかえる運動にとりくむことが求められている。

日本の食糧自給率が40%を割り込んだ原因は、政府があらゆる農産物に輸入自由化を義務づけるWTO（世界貿易機関）協定を批准する一方で、農産物輸入に対して何らの規制も行なってこなかったことにある。生鮮・冷凍野菜の輸入も増加し、超低価格で農家は生産費すら賄えない状況に追い込まれ、さらにBSE問題などで畜産・流通業者も深刻な経営危機にさらされている。発展途上国の多くと世界のNGOがWTO協定に反対しているが、日本でもWTO協定の改正を求める国民共同の運動を強めていくことが重要になっている。

<1-3> こうした実態にもかかわらず、政府の雇用対・景気対策、経済・金融政策は現実にはまったく背を向けている。とりわけ、雇用・失業問題では労働者派遣、裁量労働制、有期雇用契約、有料職業紹介のいっそうの規制緩和策、ホワイトカラーへの労基法適用除外、解雇自由ルールなど、労働法制の根幹を崩す究極の改悪を企てている。また、さらなる「規制緩和」が中小企業や自営業者の倒産・廃業を加速させ、労働者への未払い賃金件数が戦後最高を記録するなど雇用を根底から脅かしている。

2) 小泉流「改革」のまやかしと破綻

<1-4> 小泉首相は、国と地方の666兆円の債務を減らすとして、国民に「改革にともなう痛み」を強要してきた。しかし、ムダと環境破壊の見本である熊本県川辺ダムや諫早湾干拓、関西空港第二期工事などの大型公共事業を強行する姿勢をとり続けてきた。また、28兆円をこす銀行への公的資金を投入する一方で、整理回収機構による不良債権銀行保有株式の買い取り、5兆円をこす軍事費の聖域化など、浪費にはメスを入れず大企業優先の財政・経済政策をいっそう露骨にすすめてきた。その結果、国や自治体の債務はさらに増大した。

税の空洞化も進行している。それは、88年度には42%だった法人税率を三回にわたり30%にまで引き下げ、所得税の最高税率も50%から37%に引き下げるなど、文字通りの大企業・大金持ち優遇の税制改革を繰り返してきた結果である。一方で、消費税率の大幅アップ、労働者に実質増税となる所得税の課税最低限の引き下げ、赤字でも事業をしていれば税金をとられる「外形標準課税」の導入な

ど、労働者と国民、中小業者だけに負担の増大を押しつけている。税と財政面でも、「小泉流改革」のまやかしと破綻は明らかである。

<1-5> 「小泉流改革」のまやかしと破綻は、社会保障政策にも顕著にあらわれている。小泉首相は、国民へのパフォーマンスとして「米百俵の精神」「三方一両損」などを得意気に説き、社会保障給付の削減と国民の負担増を迫ってきた。しかし、社会保障に対する国の支出はドイツ、フランスの半分以下であり、逆に国民は賃金・年金などの所得の低迷と保険料負担の増大などで今でも耐え難い状況におかれている。国と財界の負担を減らし、国民の負担をさらに増やす社会保障政策は、まさに「小泉流改革」の本質をあらわすものである。

なかでも、ボーナスからの保険料徴収を増やし、自己負担を3割に引き上げる医療保険制度の改悪は、国民の命綱をたちきるものである。介護保険でも保険料・利用料負担が生活を圧迫して制度の利用を妨げ、特別養護老人ホームの待機者の急増、ホームヘルパー不足などのサービス不足も解消されていない。さらに、保育所に入れられない5万6199人の待機児童を生み出している保育運営費の国庫負担の後退、年金未加入者が99万人、保険料未納者264万人という「年金の空洞化」も、深刻な社会問題として広がっている。

<1-6> 公務員制度「改革」も、そのねらいは①「天下り」の自由化、②官僚人事への政治家の介入、③特権官僚の優遇、④公務員労働者の労働基本権剥奪の維持、⑤政権党いいなりの公務員づくりなどにあり、「国民に信頼される公務員づくり」などというスローガンは、「小泉流改革」のまやかしにほかならない。また、特殊法人「改革」は奨学金事業や住宅・中小企業むけ融資など、国民生活に大きな役割を果たしている事業を廃止・縮小し、その一方で収益の期待できる部分は民間に売り渡す逆立ちの行政「改革」である。

小泉首相が唱えた「聖域なき構造改革」は、政治・経済・金融においても、雇用や社会保障においても、行政機構や機能においても、それ自体が国民生活無視と財界・大企業優先の視点がすべてに貫かれている。しかし、そのまやかしの構造改革すら自民党内の強烈な「抵抗」にあい、頓挫させられようとしている。有事法制関連法案の強行成立をはじめ、強引な手法でこの国のかたち・憲法改悪などに強引に突き進もうとするファッショ的姿勢は、反面で「小泉流改革」の破綻を示すものでもある。

3) 財界のグローバル戦略の根本的な矛盾

<1-7> アメリカ流市場万能主義を押しつける経済グローバル化のもとで、日本でも従来の財閥や企業集団の枠をこえた合併・資本提携、事業統合などが繰り返されている。鉄鋼業界では、新日鉄の国際戦略に対抗する川崎製鉄とNKKの提携がすすみ、電機業界では日立、東芝、NEC、三菱電機などの半導体メーカーの複雑な資本提携が形づくられている。さらに、金融業界でも東京三菱、三井住友、みずほフィナンシャル、三和東海、大和あさひの金融グループとして再編図ができあがりつつある。

同時に、大企業は海外への生産移転と日本への逆輸入を大規模に展開している。アジアにおける日本の製造業の売上高は、2000年度には約18兆8500億円となり10年間で2.6倍強、現地従業員数も2000年に170万人を突破した。大企業は、アジアにその安い労働力を求めて進出し膨大な利益をあげる一方で、国内では中国やアジア諸国との「賃金格差」などで脅迫しながら、リストラ「合理化」・賃下げによるコスト削減を労働者に押しつけている。小泉内閣も、会社分割法や民事再生法の成立などでこれを支援している。

<1-8> 財界のグローバル戦略とリストラは、みずからの存立基盤を突き崩す根本的な矛盾をもっている。それは、生産拠点の海外移転、企業再編成、純粋持ち株会社などをすすめれば、雇用の減少と労働者の生活悪化、中小企業の営業破壊をひきおこさざるを得ず、そのことが個人消費の低迷を加速化させ、日本経済の回復・再生をさらなる危機に陥れることである。大企業のリストラ「合理化」に歯止めをかけ、地域経済や中小企業を活性化させる運動にとりくむことは、日本経済再生の国民的大義をもつ課題である。

アメリカの「カジノ・バブル」経済の減速が鮮明になり、株価急落が欧州やアジアにも波及し、世界同時株安の局面に入っている。輸出市場として大きな比重を占める日本経済をはじめ、アメリカの景気後退が全世界の労働者・国民の雇用や生活の不安や低下を招いている。アメリカのひとり勝ちをねらって強引にすすめられてきたグローバル経済化は、世界の労働者と国民の雇用や暮らしに敵対する経済システムであることが証明されており、労働組合の国際的連帯がいっそう重要になっている。

4) アジアから孤立する軍事大国化路線

<1-9> アメリカに従属しつつ、軍事大国化させる日本の動きにアジア諸国からの批判が高まっている。ブッシュ政権は、同時多発テロへの報復としてアフガンに対する大規模な軍事作戦を強行するとともに、イラクなど特定の国を「悪の枢軸」と決めつけ軍力による押さえ込み戦略を展開、核兵器の先制使用さえほめかしている。アメリカの戦争に日本を参戦させようとする有事関連法案や、靖国神社公式参拝、歴史教科書問題などの小泉首相のタカ派的言動と行動は、日本がアジアからますます孤立する結果を招いている。

沖縄が対テロ戦争の最前線基地とされていることや、「テロ特措法」にもとづいてインド洋に派遣された自衛隊がアメリカ軍との共同演習を行なっていること、さらに非核三原則の見直しや核保有に言及した福田官房長官の発言など、日本の国是・唯一被爆国の責務を放棄する動きも、アジア諸国をはじめ世界から批判を浴びている。小泉政権のもとで、アメリカによるイラク攻撃の共同作戦にひきこまれる危険も存在しており、野蛮なテロも報復戦争にも反対する国際世論の形成と運動の強化が求められている。

<1-10> イスラエルがパレスチナ住民の無差別虐殺を強行したことは、国連安保理事会による即時停戦・撤退を求める決議が採択されるなど、国際社会からきびしい批判をあびている。さらに、インド、パキスタン両国はカシミールに百万人の兵力を展開して連日砲撃戦を交わしており、全面戦争へと拡大する危険が現実化している。両国が核保有国であることから、核戦争にまで発展しかねないことを世界の平和勢力が懸念しており、唯一の被爆国である日本の果たすべき役割が問われている。

5) 小泉政権を追いつめる国民運動の前進

<1-11> 今国会では、鈴木宗男元副官房長官の逮捕、加藤紘一自民党元幹事長や井上裕前参議院議長の議員辞職など、政治とカネにまつわる疑惑があいついだ。とりわけ「ムネオハウス」に端を発した底知れぬ利権構造は、国民の税金で実施されている公共事業やODA対外支援事業に介入し、それを食い物にする利権・腐敗政治が自民党全体の体質であることを白日のもとにさらけ出した。族議員と政官業の癒着構造にメスを入れ、企業団体献金の禁止・天下りの禁止など、腐敗の土壌を一掃する法的・制度的システムづくりが求められている。

さらに、防衛庁の個人情報リストの作成と報告書の隠蔽・改ざん、BSE問題や雪印に端を発した食品のラベル偽装、食肉偽装、添加物不正使用など企業のモラルハザード、食品の安心・安全にかかわる事件の続発に国民の怒りが広がっている。こうしたなかで、80%をこす高支持率を記録した小泉内閣は、いまや不支持が支持率を大きく上回り、すでに国民の信任を失っている。経済・政治、外交など国政全体を通じた失政によって、小泉政権が古くて醜悪な自民党政治そのものであることを多くの国民が見ぬいている。

<1-12> 02 春闘で全労連が新たに提起した「国民総決春闘」は、農民、中小業者、医療・市民団体などとの幅広い共同闘争として、全労連結成以来最大規模のとりくみとして成功した。またこの間、有事関連三法案や医療改善法案、メディア規制法案に反対する労働者・国民の共同が大きな国民世論を形成してきた。このことは、小泉政権の悪政が各団体間の過去の経過や基本姿勢の違いをこえて、重層的な共同を発展させる条件を高めていることを示している。雇用・失業を中心に広がる労働組合の共闘、いのちや安全を守る国民的共同の広がり、徳島での民主県政の実現にみられる政治基盤の変化など、国民のたたかいが小泉政権を追いつめ、国政の民主的転換にむけた展望を切りひらきつつある。

第2章 今年度の全労連運動の基調

1) 「目標と展望」実現への着実な到達点を築く

＜2-1＞ 全労連は、2000年7月に開催した第19回定期大会に「21世紀初頭の目標と展望」を提案し、幅広い国民的討論を呼びかけながら2001年8月の第29回評議員会で採択した。それは、さらなる弱肉強食の競争社会を徹底しようとする政府・財界の「21世紀戦略」に対置し、国民の誰もが人間としてあたりまえの仕事とくらしが保障される日本社会の実現にむけて、2010年までの到達をめざした全労連の中期的目標である。

＜2-2＞ 「目標と展望」が示した第一の柱は、「人間らしく働くルール」を確立するために、①労働時間短縮による完全雇用の達成、②ILO条約が定めた国際労働基準の批准と実行、③大企業への社会的ルール適用と中小企業の活性化などの政策要求である。第二の柱は、すべての国民に対する健康で文化的な最低限度の生活を保障（ナショナル・ミニマム）するために、①労働者の最低賃金と全国民の所得保障の確立、②医療・福祉・年金など社会保障制度の拡充、③社会のあらゆる分野における男女差別の禁止などの政策要求である。第三の柱は、①核兵器と戦争のない平和な世界と日本社会の実現、②職場と地域に基本的人権が生かされる社会の実現、③民主的な政府と自治体の実現などの政策要求である。

＜2-3＞ 今年度の全労連運動の基調を、第一に「21世紀初頭の目標と展望」の実現にむけて着実な到達点を築くことにおく。そのため、「目標と展望」が示す中期目標のうち、2年間で着実に前進させる目標を設定してたたかう。具体的要求として、①最低賃金の改善、男女賃金格差の是正、パート均等待遇、②解雇規制、167万雇用創出の実現、過労死・労災職業病・サービス残業の根絶、③NTT闘争の前進、国鉄闘争の解決、公務員労働者の労働基本権の確立、④医療・介護・年金など社会保障の維持・改善、増税阻止、⑤憲法改悪・戦争参加阻止を位置づけ、すべての単産・地方組織の力をあわせて実現をめざす。

＜2-4＞ 全労連は、「目標と展望」の実現にむけたアクションプログラムの第一歩として、すでに2001年2月から働くルールの確立をめざす署名運動にとりくんできた。連合も、「ワークルール署名」を開始するなど、署名運動は日本のすべての労働組合が共通するとりくみとして発展しつつある。「働くルール署名」が、全雇用労働者の過半数に匹敵する壮大な運動として成功するように全労連の積極的な役割を發揮するとともに、今大会で提起している五つの重点課題の達成、「目標と展望」の実現にむけた着実な到達点を築くため、すべての単産・地方組織、職場・地域で集中的に運動を展開しよう。

2) あらゆる社会勢力との国民的対話の追求

＜2-5＞ 全労連運動の基調の第二に、あらゆる社会勢力との国民的対話の促進をすすめる。2年間で着実な前進をめざして設定した五つの要求課題は、多くの労働者が今すぐ一致できる課題ある。この緊急要求を実現するために、全労連のすべての組合が共通の重点課題に位置づけて集中的にたたかうとともに、連合をふくむあらゆる傾向の労働組合との共同を目的・意識的に追求する。五つのそれぞれの課題にもとづく分野別の共同をふくめ、労働組合間の時限的・持続的共同を広げるために役割を發揮する。

個人の努力や企業内交渉だけでは対応しきれない教育や医療、年金、介護、税金、環境などの社会問題が増大している。これらの課題は、国民的な運動の前進なしには解決できない。全労連が02春闘で新たに提起した「国民総決起春闘」の展開は、国民的・社会的な運動としての春闘に本格的に挑戦しようとしたものである。国民大運動実行委員会に結集する民主勢力との恒常的な運動推進体制の強化にむけて全労連の役割を發揮する。

＜2-6＞ 同時に、大企業と国家機能が結びついた組織的で系統的な攻撃と支配が強まっているもとで、これを打ちやぶって要求を前進させるには、共通した基本路線をもつ自覚的民主勢力だけでなく、

生活と営業、既得権の破壊に異議や意見をもつあらゆる社会勢力との対話を通じて、攻撃の矛盾を拡大していく必要がある。業者・経済団体、医療や福祉の職能団体、農・畜生産業者、高齢者・女性・青年団体、環境保護団体やNGO団体など、これまでの領域をこえた幅広い社会的勢力との交流・対話をはかり、つりあいのとれた日本経済の発展、国民生活と営業の安定をめざす共同の発展をめざす。

3) 結成 15 年にふさわしい組織機能の強化

<2-7> 全労連運動の基調の第三に、結成 15 年にふさわしい機能強化をすえる。全労連は今年度中に結成 15 年目を迎える。政府・財界による「全労連シフト」や職場・地域における反共攻撃・差別をのりこえ、運動と組織を着実に前進させてきたことは、たたかう労働組合の大きな誇りである。同時に、21 世紀に入ってから組織の減少傾向を余儀なくされていることは、数の力とその団結力を生命とする労働組合として決して看過できない。ナショナルセンターとして組織拡大を本格的に推進する体制と財政の確立を追求する。

<2-8> ナショナルセンター機能を論ずる場合、労働組合は労働者の雇用や賃金、権利を獲得することを主な目的に結成されたものであるから、賃上げ闘争と「合理化」反対闘争を両輪とする経済闘争において役割を担うことが何よりも問われる。大企業の横暴と悪政が進行するもとの、労働者の状態悪化が反逆のエネルギーをかつてなく蓄積していることは事実である。しかし、国家的な経済・政治危機と結合した雇用・生活不安の増大もとの、要求闘争が自然発生的に前進するものでないことも歴史が示す経験と教訓である。

多くの仲間の共感を呼ぶナショナルセンターの政策要求と行動提起があつてこそ、労働者のたたかうエネルギーが噴出し、巨大な要求闘争の流れをつくりだすことができる。今日の情勢と労働者の実態はまさにそれを必要としており、未組織の仲間をふくむ広範な労働者が心底から実現を望んでいるために、たたかいへの参加を積極的に促す要求を提起していくことが求められている。企業や地域の枠をこえた賃金・労働条件の最低規制の確立にむけ、実利・実益を確保するナショナルセンターとして役割を発揮する。

<2-9> 労働委員会や審議会に代表を参加させることは、公正・民主的な行政ルールを確立するうえでも、また全労連のナショナルセンター機能を強化する点でも重要である。労働戦線再編から 10 年にわたり、全労連を労働委員会や政府審議会・ILO 代表などから排除して政府の姿勢を 99 年から改めさせ、ILO 総会の代表団に全労連を選出させてきた。また、「サービス残業規制」「過労死予防の過重労働防止」、「VDT 労働ガイドライン」通達、「雇用創出基金の継続」など、全労連要求と運動の一定の反映がみられる。この流れをとらえ、政府に対する政策提言をいっそう充実させるとともに、中労委や最賃審議会など労働組合代表が参加する政府審議会委員への任命を着実に改善させる。

第 3 章 国民春闘と賃金闘争の活性化

1) 春闘・賃金闘争の経過と到達点

<3-1> わが国独特の賃金闘争である春闘の開始から 47 年が経過した。この間、1955 年から 70 年代前半までは、対米従属のもので日本独占資本の復活・強化、世界的にも希な高度成長経済のもとで、名目賃金は 1955 年から 74 年まで年率 11.8% の上昇を示し、消費者物価の上昇（年率 5.8%）を割り引いても実質平均 5.7% ずつ引き上げられた。また、70 年の「15 大要求」をかかげた国民生活闘争、72 年の物価スト、73 年の年金ストなど、賃上げと制度課題を結合してたたかう国民春闘として発展し、74 年春闘では史上最大規模のストライキを決行し、国民的な支持のもとに平均 32.9% の大幅賃上げをかちとった。

<3-2> しかし、73 年の石油危機を契機に日本経済が長期不況の局面に入ると、危機感を募らせた財界は春闘に対する攻撃を開始、75 年から賃金ガイドラインを設定して賃金抑制をすすめてきた。76

春闘からは、JC関係4業種・8人の労務担当で構成する「8社懇」の談合による回答方式ができあがり、低額・一発回答が全体相場を規定するようになった。また、労働4団体が一致して8%の一ケタ要求を打ち出すなど労資一体の「管理春闘」が強められ、76春闘から1ケタ台の賃上げ率へと転落した。さらに、臨調・行革が本格化する80年代に入ると、人事院勧告の凍結・値切りなどとあいまって春闘は最低記録を更新するようになった。

<3-3> 90年代に入ると、財界は国際的な産業再編に対応する「新日本的経営システム」を打ちだし、終身雇用制や年功序列賃金の廃止、能力・成績主義賃金への移行、雇用制度の変更による総額人件費抑制を強めてきた。春闘での「横並び賃上げ方式」を否定し、個々の企業の業績、支払い能力に応じて対応するという分断攻撃である。春闘は、賃上げ額が組合員の生活実態や要求とは無関係に経営側と労組幹部との協調路線によって決定されるようになり、春闘・賃金闘争の形骸化、セレモニー化が進行してきた。

<3-4> 21世紀をむかえ、春闘はさらに様変わりしようとしている。それは、①定昇凍結や賃金体系の改悪、一時金や退職金をふくむ賃金引き下げ、②能力・成果主義賃金の導入、労使交渉による賃金決定システムの否定、③臨時、パート、派遣など不安定雇用・低賃金労働者への置き換えなどに象徴される。春闘結果が公務員賃金改悪の口実に使われ、さらにそれが民間の賃下げにはねかえる悪循環が続いている。現に、連合の02春闘結果は722組合・140万3千人の加重平均で5349円(1.72%)と定昇も完全に確保できず、春闘共闘の集計も565組合・15万3千人の加重平均で7126円(2.01%)の史上最低の賃上げに抑えられた。

それでも春闘は、労働者の要求闘争を発展させ、産別統一闘争と全国統一闘争を軸に国民的な共同行動へと闘争領域を広げてきた。この積極的な伝統をいかに発展させるかが労働組合に問われている。連合が賃上げ要求を断念するもとで全労連の役割がいっそう重要であり、政府や財界の攻撃と適切に切り結ぶ要求や運動の方向を対置し、社会的インパクトのある国民春闘を追求することが求められる。

2) 多くの仲間の共感と参加を促す春闘を

<3-5> その第一の方向は、「国民総決起春闘」の発展である。全労連は、新たな手法・形態による収奪があらゆる労働者、中小業者、農民、市民に襲いかかっているなかで、春闘を政府・財界の総合的攻撃とたたかう国民総ぐるみの運動として組織する。その客観的条件が成熟していることを示した02春闘の「国民総行動」を教訓に、労働者固有の賃金要求と下請け単価や農産物価格、年金・生活保護基準など、すべての国民の所得保障、社会保障、税制の改善などの制度闘争を結合して、国民的・社会的な賃金闘争を組織する。

その第二の方向は、多くの労働者と国民の共感を呼びおこし、春闘への参加をうながす要求の探求である。もとより賃金は、労働の対価ではなく労働力の価値であり、生計費原則にもとづく賃金が保障されるべきである。しかし、中小零細企業の存続をも危うくしている経営難や、問答無用の賃下げ・「合理化」を中小企業に強要する大企業の横暴が現実に行進しているなかで、「賃金論」の原則だけからの要求では賃金闘争の具体的前進が困難になっている。多くの労働者が一致し、実現の可能性を心底から信じ、「一步も譲らない」との決意をかためあい、たたかいに動員力をもつ要求を提起する必要がある。

第三に、長期不況の克服、日本経済の再生、公正な社会づくりにむけて国民的大義をもつ賃金要求の提起が必要である。広範な国民の支持と連帯の結集こそ、要求前進の最大の力だからである。そうした見地から、すべての国民にたいするナショナル・ミニマムの機軸としての最低賃金要求、ライフサイクルに応じた年齢別最低保障要求、世界に類をみない男女賃金格差の是正、パート労働者の均等待遇などを国民世論に高め、これをも拒み、改悪しようとする政府や大企業を社会的に包囲してたたかう賃金闘争が重要である。

全労連は、こうした視点に立ってこの2年間で具体的な前進をめざす賃金要求として、①最低賃金の改善・確立、②男女格差など差別賃金の是正、③パート労働者の時間給引き上げをすえてたたかう。

3) 今年度の賃金闘争の重点課題とたたかい

<3-6> 全労連は、「誰でもどこでも〇円以上」の底上げ要求を統一要求目標にかかげて、当面する春闘・賃金闘争をたたかう。同時に、労働者犠牲のうえにあくなき利潤を追求し、膨大な内部留保を蓄積する大企業の実態を社会的に告発し、大幅賃上げが景気回復と日本経済活性化に不可欠であることを明らかにして単産・地方の賃金闘争を激励する。各単産は、生活と労働実態にもとづく積極的な賃上げ要求をねりあげ、企業の枠をこえた産業横断的な初任給の獲得、賃金水準の確立をめざして、産別団交や集団交渉を促進するなど、産別機能を発揮した賃金闘争を組織する。使用者への要求を地方組織と連名で提出し、共同して回答要請・促進行動を展開するなど、単産・地方が一体となった賃金闘争を促進する。

<3-7> 最低賃金闘争では、職場・地域・産別が一体となった運動を追求する。単産は、すべての職場の企業内最低賃金協定の締結を徹底するとともに、「労働協約の拡張適用方式」「公正競争方式」をふくむ産業別最低賃金の確立をめざす。産別最賃運動にかかわる単産の交流や相互激励を推進する。地方では、地域最低賃金の改善をめざして、最賃審議会委員の民主的な任命、意見書の提出や委員会の傍聴、地方労働局との交渉などにとりくむ。

これらの運動を土台に、全国一律最低賃金制の展望をきりひらいていく。そのためにも国民世論の喚起を重視し、地域最賃の改善と結びつけた大規模な署名運動の推進、最賃体験運動の産別・都道府県目標の設定やとりくみ、下請け単価の改善や農産物価格保障などを求める商工業者や農民の運動との連携を前進させる。また、地域最低賃額と生活保護基準の「逆転現象」や現行最賃違反の実態を告発し、社会的アピールをはかる。

<3-8> 不安定雇用が急増するもとの、パート労働者の均等待遇・時間給引上げが当面する焦点となっており、この2年間の賃金闘争の重要課題に位置づけてたたかう。全国一律最低賃金要求額でもある「時間給 1000 円以上」を基本としつつ、直面する春闘では地域最低賃金額の「Dランク」の廃止、各都道府県の生活保護基準との「逆転現象」の解消などを要求し、「地域時給マップ」にもとづく未組織事業所への訪問活動、自治体決議や地賃審議会への要請など、単産・地域が一体となった運動にとりくむ。これと結合して、パートと正規労働者の均等待遇を求めたILOパート労働条約の批准・国内法整備の運動をすすめる。

不当な差別賃金を撤廃させる要求と運動を具体化する。不安定雇用・無権利労働者の増加が、企業規模別、性別、雇用形態別、地域別などの差別賃金をさらに広げている。とくに、他の先進国に例をみないようなわが国の男女の賃金格差は、国内判例によってもその違法性が明らかになっている。全労連のすべての職場で男女賃金格差の点検調査を行ない、実態を集約して具体的要求を確立する。違法な実態の改善に使用者が誠意を見せない場合は、法的対応をふくめて是正をせまる。大企業職場や金融、商業サービスなど、男女賃金格差を求めてたたかっている労働者・労働組合との連携・共同を積極的に推進する。

<3-9> 中小経営では、①経営者が労働組合の要求実現に誠意ある努力をすること、②労働組合が下請代金支払遅延等防止法の徹底や下請中小企業振興法に罰則規定を設けさせ運動にとりくむこと、③地域経済を守るために地元中小企業、商工業者などと共同して立ち上がることなど、労働者の要求と中小企業の健全な発展にむけた労働組合政策を結合して、経営者を政府・大企業の横暴と立ち向かう姿勢に立たせる「提案型」の春闘を探求する。

急増している国・自治体関連業務に働く非正規労働者の賃金・労働条件の引上げをめざす「公契約」「リビングウェイジ」運動や、国・自治体が発注する公共事業の契約に労務単価を明記させる「公正発注」の運動を重視し、公務・民間、民主団体、地域住民が共同でき賃金闘争の柱として、地方・地域から自治体への要求・行動を展開する。ILO第94号条約の批准をめざす運動の推進とともに、自治体関連業務にかかわる非正規労働者の「賃金・労働条件調査」を関係団体と協力して実施する。

4) 公務員賃金と成果主義賃金のたたかい

<3-10> 期末手当の支給月数の引き下げをはじめ、実質マイナスの人事院勧告がつづき、今年度も月例給の俸給表をふくむマイナス勧告となる危険性が大きい。地方でも、財政困難を理由に自治体労働者や教職員の賃金切り下げ、能力・業績主義の導入が強まっている。さらに、政府の財政制度審議会が公務員給与の引き下げを建議するなど、意図的な世論誘導がすすめられている。これらの攻撃は、労働基本権剥奪の「代償措置」としている人事院勧告制度をも踏みにじる違法性をもつものである。人事院機能の維持や誠実な労使交渉を国際的に公約したILO総会での政府答弁の実行をきびしく追及し、官民一体のたたかいを強化する。

また、これらの攻撃のねらいは公務員給与の削減にとどまるものではなく、年金・生活保護、失業給付などの社会保障や教育をふくめて、広範な国民の生活や権利を破壊しようとする新たな収奪でもある。したがって、職場からの徹底した討議と闘争体制の強化を土台に、攻撃のねらいを明らかにして国民に知らせ、国民・住民の支持と連帯を結集する方向でたたかうことが何よりも重要である。新たに設置される全労連公務部会や公務労組連絡会、関係単産とともに国民的運動の前進にむけた方針の具体化をはかる。

<3-11> 成果・業績主義賃金は、労働者の団結破壊とともに集団的な人間関係や職務上の連携を壊し、不良品や事故の多発など企業の健全な発展をも阻害している。これらの制度が提案された場合は、「生活できる賃金が保障される制度であるのか」、「導入によって労働実態と経営のあり方にどのような影響をおよぼすか」など、職場討議によって分析しながら経営側に積極的な「逆提案」を対置してたたかうことを重視する。すでに導入されている職場では、一方的な恣意的査定を許さず人事考課、業務査定基準・方法・結果の公開、労使協議制度と本人同意制を要求し、ペナルティのない苦情処理制度の確立にとりくむ。

<3-12> 全労連幹事会、単産・地域代表にくわえ、労働総研の学者・研究者の協力も得て「全労連賃金専門委員会」の強化をはかる。賃金実態調査や要求アンケート、最低賃金闘争や男女差別賃金の改善にむけた運動方向、全労連の賃金要求のあり方などについて、さらなる継続的検討を行なう。また、47年に及ぶ春闘の歴史と教訓を明らかにするとともに、国民春闘の新たな前進方向をまとめる。

第4章 リストラ「合理化」反対、雇用の拡充

1) 今年度のリストラ反対、雇用闘争の重点

<4-1> リストラ「合理化」反対・雇用闘争において、この2年間で着実に前進をかちとる課題に、①解雇規制法の制定、167万雇用創出、パート均等待遇、②過労死・労災職業病・サービス残業の根絶、③NTT闘争の前進、国鉄闘争の解決、公務員労働者の労働基本権の確立をすえ、法違反と異常な働き方の改善をめざす。

政府のリストラ促進策と結びついて、企業や事業の縮小・移転・閉鎖、生産拠点の海外移転、持株会社などによる企業再編が労働者・国民に襲いかかっている。これらの攻撃は、国際的労働基準に逸脱するばかりか、労基法など国内の現行法や判例法理、基本的人権をも無視した「ルール破り」という矛盾・弱点をもっている。こうしたリストラ攻撃とたたかうために、職場のすべての労働者を視野に入れた要求の対置、事前協議・同意協定、現行法制や行政通達遵守の労使確認の追求などを日常的に追求する。

<4-2> 大企業のリストラ競争の典型ともいべきNTT「11万人合理化」反対を全労連の「拠点闘争」と位置づけてたたかう。「全労連対策本部」を設置しながら、NTTへの雇用継続を選択した労働者と新会社選択労働者の労働条件確保を追求し、純粋持株会社を包囲する宣伝、抗議・要請行動を中央・地方で強める。NTTの出方に対応し、「弁護団」と連携して法的手段も行使する。また、政府

の不良債権処理の名による地域金融機関つぶし反対、中小企業や地域経済を守る共同の運動との結合を重視してたたかいを前進させる。

N T T が 11 万人もの人員削減、30%賃下げを労働者に押しつけながら、労働組合との団体交渉を拒否している背景には、大企業による持ち株会社設立の加速・拡大がある。持ち株会社は、みずからは事業をおこなわずに傘下企業の事業を支配し、株主利益の徹底など最大限の利潤を追求する企業再編にほかならない。職場労働者の要求を背景に団体交渉を切りひらくことを基本に、団体交渉を義務づける法制化運動にとりくむ。

<4-3> 長期にわたって5%台半ばで「高止まり」している完全失業率を2年以内に3%以内に改善することをめざす。雇用政策の基本を「これ以上の失業者を生み出さない」「新たな雇用を創出する」「失業者の生活保障と職業訓練の拡充」におき、労働者の雇用にたいする企業責任を迫るとともに、政府のリストラ支援策の転換を要求してたたかう。とりわけ、2001年9月に全労連が政府に提言した「167万雇用創出」（福祉や教育、環境整備、防災対策などの公務・公共部門を中心とした雇用創出要求）の実現、「雇用創出特別交付金」事業の拡充、高校新卒者の就職保障、雇用における年齢差別禁止などを重視する。

雇用保険の03年改悪は、①保険料の引き上げ、②求職者給付の日額と自己都合退職者給付日数の削減、④教育訓練給付の削減などを内容としている。財政赤字を宣伝する政府に対し、国庫負担3/1への引き上げ、リストラ・人減らしをする企業からの保険料の「賦課徴収」などを要求し、政府、国会闘争を強める。企業倒産の増大にともなう未払い賃金件数が戦後最高を記録するなかで、労働債権の優先順位の引き上げ、倒産法制における労働債権の保護などを要求し共同闘争と政府交渉を強める。

2) サービス残業・過労死の根絶、働くルールの確立

<4-4> サービス残業の根絶にむけたこの間の運動と世論で、過重労働の規制にかかわる厚生労働省通達や一部企業での対応、過労死・労災認定件数の増加などなどの変化をつくり出してきた。この流れを生かし、全労連のすべての職場から①サービス残業の実態点検と集約、②毎月第三水曜日の「ノー残業デー」の実施、③職場の健康実態調査と労災職業病の告発・認定闘争、④年次有給休暇の完全取得と時間外労働の割増賃金の改善、などを重視してとりくむ。また、すべての「過労死裁判」の勝利をめざして支援を強める。

過労死、精神疾患・過労性疾病、自殺が増大しているもとの、健康で安全に働く権利の行使を日常的に追求し、産業医の選任やカウンセラーの配置、職場・地域の相談活動にとりくむ。そのためにも職場の対策委員会の設置や担当者の配置、安全衛生委員会の確立と活動強化をはかる。全国センターと連携して、過労死・じん肺・腰痛・頸腕などの職業病認定闘争の支援と認定基準行政の改善を求める運動をすすめる。また、ILO155号（労働安全衛生）条約、161号（職業衛生機関）条約、148号（作業環境）条約などの批准と国内法の改正をめざす。「いの健センター」の全都道府県における確立、全国センターの機能強化をはかる。

<4-5> ワークシェアリングは、時短による雇用拡大を原則に、サービス残業の根絶、時間外労働の制限、年休取得率の改善、本採用・正規職員による必要人員の確保、パート労働者の均等待遇を提言する。また、来年3月末が期限となる「産業再生法」の継続に反対するとともに、雇用確保を義務づける法制度の確立を求め、最高裁判例の整理解雇四要件をふまえた解雇規制法の制定、企業組織再編にともなう解雇・労働条件引き下げを禁止する労働者保護法の制定をめざす。本人同意のない広域配転を許さず、改正「育休法」の活用、ILO156号条約（家族的責任）の遵守など仕事と家庭が両立する働き方を求めてたたかう。

政府は、財界の要請に応じて、①労働者派遣の製造業への解禁、期間の延長、②裁量労働制の対象業務の拡大と導入要件の緩和、③有期雇用契約の3年から5年への延長、④求職者からの紹介手数料の徴収などいっそうの規制緩和、⑤ホワイトカラーの労働時間管理の適用除外、⑥「解雇自由」のルール化など、労働法制の根幹を突き崩す究極の改悪作業をすすめている。労働法制中央連絡会を軸に

共同を広げ、政府・国会にむけた諸行動を全国的に展開する。また、全労連として派遣労働者の権利擁護にむけた「要求大綱」を策定する。

<4-6> この間の運動で 労働界の共同のとりくみに発展させ、2004 年 2 月末までに労働者過半数に匹敵する集約を視野に入れた「はたらくルール」署名は、ようやく組織人員を上回り約 200 万筆に到達した。運動推進の「アピール署名」としての位置づけを明確にして 2 年目の集約をはかる。連合もワークルール署名にとりくむなど、全労連の真価が問われる課題となっており、すべての組織が「1 組合員 10 筆」を基本目標に、労働者とその家族に広く署名への協力を呼びかけ、03 年 7 月までに 500 万筆、04 年 7 月までに 1000 万筆への到達をめざす。中小企業、商工団体などにも強力を要請する。

3) 中小企業と地域経済の活性化

<4-7> 中小企業は日本経済の主役であるが、政府の政策と大企業の横暴、信金・信組の連続的な破綻などによって、史上空前の倒産・廃業がひきおこされている。これに、GDP の 60% を占める個人消費の低迷が拍車をかけ、景気回復・日本経済再生の最大の障害となっている。全労連は、雇用闘争と中小企業と地域経済を守る運動を結合し、「ものづくり・まちづくり」を軸にした中小企業、地域経済の活性化にむけた政策を国に求めていく。

具体的課題として、①大企業の撤退・規模縮小について、自治体や地域代表者との事前協議の義務づけ、②撤退する場合、工場用地や税の減免など優遇措置相当分の自治体への返還の義務づけ、③独占禁止法の厳格な適用、「下請け二法」の遵守と適用業種の拡大、公契約単価の引き上げ、④無秩序な大型店の進出・元旦営業などの規制・禁止、⑤中小企業の実情に合った金融のダブルスタンダードの策定、「地域振興条例」の制定などを重視する。

<4-8> 03 春闘で「国民総行動」の一環としてとりくんだ新潟・静岡・愛知・高知などでの経験と教訓を発展させ、「不況・リストラ現地調査」などを労働組合、中小商工団体、自治体関係者、地域の諸団体と共同してとりくむ。全労連として大企業の海外進出、国内産業空洞化の流れを変える政策を積極的に提起し、つりあいのとれた日本経済の発展のために中小企業経営者との対話・共同を広げる。

4) 公務員制度・特殊法人改革、市町村合併のとりくみ

<4-9> 政府は、政治と行政のゆがみに対する国民の批判・怒りを逆手にとって、「天下り」の自由化、「国家戦略スタッフ」による特権キャリアの育成、政権党への従属などを内容とする公務員制度の改悪をすすめている。閣議決定された「大綱」は、公務員労働者の労働基本権を制約したまま各省大臣の人事管理権を強化して、「もの言えぬ公務員づくり」をおしすすめるものとなっている。「国民全体の奉仕者」という憲法の原則にもとづき、公正・中立で効率的な公務サービスを提供できる公務員制度の確立、天下りの全面禁止、キャリア優遇制度の廃止、職員の内部告発権の保障、労働基本権の確立などを要求してたたかう。

03 年通常国会に上程が予定される公務員法の改正にむけ、政府交渉や国会闘争、労働基本権問題での ILO 対策を強める。各県でも可能な限り「対策委員会」を設置し、地域の学習会やシンポジウムなどの開催を計画する。公務労組連絡会と共同で、秋の臨時国会を視野に入れた「200 万署名」の達成に全力をあげる。

<4-10> リストラ・不況で親が失業し奨学金申請する学生が増えているもとの、日本育英会を廃止し奨学金制度を「銀行ローン化」するなどの特殊法人「改革」が社会問題となっている。公団住宅を売却し居住者を不安に落とし入れる都市整備公団の独立法人化、国立大学の独立法人化に反対する課題とあわせて、国の責任による国民生活基盤の拡充を要求してたたかう。郵政事業の「公社化」にむけた法案は、「公共の福祉」が消え「企業性」を前面にすえられ、郵政 3 事業の営利企業化と公社後の民営化をにらんだものである。全労連は、国民・利用者本位の郵政事業を国営・公共事業として発展させることを求めてたたかう。

<4-11> 市町村合併をめぐる動きについては、70% をこえる自治体が研究会をふくめ合併の協議

に参加し、2005年3月にむけて「正念場」（総務省）をむかえている。福島県矢祭町の「合併しない宣言」など、強制合併に反対し住民の意思を尊重する動きも強まっている。「押しつけ反対」「自治体の将来を決めるのは住民」の立場から、地方・地域で住民と労働組合、自治体関係者によるシンポジウムや学習会・懇談会とともに、「合併の是非は住民投票で」のとりくみをすすめる。国庫補助金の削減、地方交付税「改革」、小規模町村の切りすて、自治体のリストラ・市場化に反対する運動を強める。

5) 国鉄闘争勝利、労働委員会の民主化

〈4-12〉 国鉄分割・民営化から16年、1047名のJR不採用から13年目に入った。この間のたたかいで、「当事者に満足のいく早期解決」を日本政府にせまるILO勧告などの動きもつくりだしてきた。司法反動化のもとでの裁判の不当判決をもってしても、国鉄時代の不当労働行為の事実は消し去り得ず、政府とJRに解決責任があることは明白である。同時に、「国鉄改革法」や裁判での不当判決が壁となって、いまだ解決交渉が切り開かれていないことも現実である。全労連は、「政府とJRの責任でILO勧告にもとづく早期解決」を基本に、解決交渉のテーブルづくり、1047名を対象にした解決に全力をあげる。

ひきつづき「一の日」行動による宣伝・関係機関要請による世論結集と政府、JRにせまる大衆行動を展開する。JR職場の「合理化」攻撃をゆるさないJR労働者・労働組合の共同や、公共交通としてのJRの安全・利便を追求し、「在来線をまもる全国連絡協議会」などの運動を利用者・地域の諸団体との共同の運動にとりくむ。全動労63名の解雇者・家族のたたかいと生活を支える「全動労勝たせる会」の会員拡大をめざすとおりくみを前進させる。全労連幹事会のもとに、国鉄闘争本部の機能と役割の発揮を強める。

〈4-13〉 中央労働委員会の労働者委員に、全労連推薦・共同候補の任命を実現するために全力を尽くす。地方ブロックでまったく県労連推薦の労働者委員がいない地方協（北海道、東北、東海、中国、九州）では、少なくとも地方協で一県以上の任命実現最低限の目標に、全国的教訓を生かして運動する。労働委員会の利用件数は、1970年代の800件近くから90年代には300件台へと激減しているが、①簡易迅速な救済、②信頼性のある決定、実効性のある決定、④審査体制の民主的強化など、労働委員会の民主化・機能強化を追求する。

ILO結社の自由委員会の勧告によって、中労委や最賃審議会などから一方のナショナルセンターを排除していることは、ILO条約に違反することが明確になった。国際的にはあたりまえの公正・民主的な政治・行政への改善が日本政府に求められたことを意味する。中央労働委員会の推薦候補はもとより、最低賃金審議会など労働組合代表が参加するすべての政府審議会委員について、単産や地方組織の協力も得ながら「全労連推薦名簿」を作成して選任を要求する。また、ナショナルセンター間の自主的な協議も積極的に推進する。

〈4-14〉 司法制度推進本部による法案化の動きに対応した運動強化が緊急課題となっている。全労連は、「労働参審制度」の実現や労働委員会命令取り消し訴訟の審議省略の実現などをめざす。一方で司法制度改革は、弁護士費用の「敗訴者負担制度」なども検討されており、労働者・労働組合や国民の提訴を萎縮させる改悪には強く反対し、学習会、団体署名などのとりくみを開始する。「司法総行動実行委員会」に積極的に結集しながら、市民団体、法曹団体、争議団などとの共同の運動を推進する。

第5章 国民の共通要求実現をめざす運動

1) 医療・福祉・年金など社会保障の拡充

〈5-1〉 この2年間の最重点課題に、「社会保障制度の維持・改善」をすえてたたかう。当面する医療改悪阻止のたたかいでは、①失業と倒産の連鎖を防ぎ、保険加入者の減少をくい止めること、②92年の16.4%から2000年は13%に削減（1兆6千億円）してきた政府管掌保険への国庫負担率を法

の本則どおりに復活すること、③高すぎる薬価を欧米なみに引き下げること、④病気の予防・早期発見・早期治療で医療費の膨張を抑えることを実行すれば、医療保険は十分に持続可能であることを国民に明らかにしてたたかいぬく。

また、今回の医療改悪法案の付則部分には、①高齢者医療制度の創設、②政管健保の民営化、③社会保険病院の統廃合などが盛り込まれており、全労連としての対置要求を早急に具体化し、関係する労働組合や団体との運動推進体制を確立する。乳幼児や難病医療費、介護・福祉の自治体独自のサービスの後退を食い止めるとともに、秋田など国立病院や自治体病院の統廃合・廃止反対、存続拡充を求める運動などに住民ぐるみでとりくむ。

<5-2> 政府が04年に予定している年金の物価スライド（引き下げ）に反対し、国庫負担増と最低保障年金制度の実現、女性の年金権の確立などの要求を対置してたたかいを展開する。また、03年には障害者分野の措置制度の廃止とこれにともなう新たな制度への対応が焦点になる。公的保育制度の確立など、男女とも安心できる子育て支援や乳幼児医療費の無料化を求める運動とともに、福祉保育労などと連携しながら要求・政策と運動の具体化をはかる。また、さらなる介護保険料・利用料の引き上げや生活保護基準の見直しをたくらむ政府の動きに対し、国民生活の最低保障確立の立場から広範な共同闘争を展開する。

<5-3> ナショナルセンターとしての社会保障闘争の強化、活動家の育成をめざして「全労連社会保障運動ブックレット」を発行し、単産・地方・地域でこれを活用した学習会・シンポジウムなどを開催する。また必要に応じて、社会保障にかかわる学習交流会、社会保障討論集会などを開催する。介護職場に働く労働者の条件改善のために、学習・交流会や110番活動、組織化の討議などを関係組織と共同して検討し具体化する。

社会保障推進協議会は、労働組合を中心とする歴史と伝統をもつ社会保障の共闘組織であるが、その体制はきわめて不十分である。小泉改革が、社会保障改悪を最大のターゲットに攻撃を強めているもとで、中央社保協の体制強化のために全労連の役割を發揮する。地方・地域でも、医療・介護・年金などの社会保障要求は、多くの地域住民の最大関心事であり対話と共同がもっとも可能な運動課題である。地方・地域社保協の体制と運動強化にむけ、すべての都道府県労連が積極的な役割をになう。

2) 消費税引き上げ反対などの減税闘争

<5-4> この2年間、消費税の大増税など新たな国民収奪とのたたかいが大きな国民的争点となることが必至である。首相の諮問機関である政府税制調査会がまとめた税制「改革」の基本は、①法人事業税の外形標準化（赤字企業からの税金徴収）、②消費税率の大幅な引き上げ、③酒・たばこ税の見直し、④「環境税」の新設などとともに、消費税の大幅な税率引き上げの方向を示した。これらは、最低賃金の引き下げ、生活保護基準の切り下げ、年金や失業者給付の削減とともに国民からの新たな大収奪をねらい、一方で大企業だけが減税の恩恵をこうむるもので断じて容認できない。大増税反対のたたかいを2年間の重点にすえる。

消費税の増税は、消費不況をいっそう泥沼に陥れるものである。当面3%に引き下げて消費税廃止への展望を示し、大企業に対してとられている優遇税制を是正して財源を確保すること、勤労国民の所得税の減税、課税最低限度額の引き上げなどをはかることが、景気回復の決め手である。全労連は、「消費税廃止各界連」などと共同し、重税反対の全国的なたたかいの前進のために積極的に奮闘する。

3) 民主教育の確立をめざす運動

<5-5> 長引く不況と倒産、失業者、自殺者の増大などによる社会不安が広がるもとで、日本の子どもと教育も深刻な状況におかれている。また、新学習指導要領と学校5日制の実施も教育に対する国民の不安を深めている。政府は、こうした国民の不安を逆手にとって一部エリート育成のための競争教育を打ち出し、学校現場における平日授業の過密化、「土曜補習」の広がりなど、学校5日制の趣旨に反する事態をひきおこしている。

また、文部科学省は昨年 11 月に、教育基本法の見直しについて中央教育審議会に諮問した。教育基本法は前文に、「この（憲法の）理想の実現は、根本において教育の力にまつべきである」として、憲法と教育基本法がまさに一体のものであることをうたっている。したがって、教育基本法の見直しを許すことは単に教育の基本を揺るがすだけでなく、平和と民主主義の旗をかかげた日本国憲法の土台そのものを揺るがすことでもある。

<5-6> 全労連は、「愛国心」教育の強化など日本を戦争する国にするための人づくりをねらう教育基本法の見直し、「差別と選別」教育の強化、財界の求めるエリート養成教育など、教育の反動化に反対して、広範な父母・教師・国民との共同を中央・地方・地域に広げ、民主教育を確立する運動にとりくむ。子どもたちの基礎学力と豊かな成長を願うすべての人々の願いを結集し、子どもたちが健全に育つ安全・安心の地域づくり、子どもたちが学ぶ喜びと希望を育む学校づくりをすすめていく。

4) 食料の安全、環境保護と災害対策

<5-7> BSE（牛海綿状脳症）対策を求める百万名の署名や農民連をはじめとする草の根からの運動、国会における野党四党の結束のなかで、「BSE対策新法」が通常国会で成立した。60 億円をこえる生産者被害をはじめ、流通業者や小売業者をふくめると 4000 億円にのぼる損害補償をかちとる運動を支援する。「やっぱり食べたい日本のコメ・食物」を合言葉に、農業予算を拡充させ農産物の価格保障、食糧自給率の向上をめざす。食と安全を守る全国食健連の運動にひきつづき積極的に参加してとりくみをつよめる。

<5-8> 原子力発電の安全審査体制の見直し・強化を求め、安全性が未確認の原発大增計画をただちに凍結させよう要求する。ゴミ再利用や太陽・風力エネルギーなど、代替エネルギー対策を強化しつつ環境保護の立場にたった「循環型社会」をめざす。「京都議定書」の実効ある制度化にむけてとりくむとともに、汚染物質・商品の製造責任、公害排出責任をきびしく問う環境保全のためのルール確立を要求し、国の公害指定地域の解除反対、公害被害者への全面補償を求める共同の運動を積極的に展開する。

<5-9> 来年見直し時期となる「被災者生活再建支援法」の抜本改善と住居再建制度確立に向けて全力をあげる。この間、災対連がとりくんでいる「3項目署名」を武器に、国会への要請行動などを波状的に展開する。なかでも、長期化となっている三宅島噴火災害被災者への帰島と生活・住宅再建支援などが最重要課題となっており、東京労連・関東地方協、災対連などとも協力して全力をあげる。

第 6 章 平和と民主主義・政治の民主的転換

1) 政治の民主的転換と職場革新懇運動

<6-1> 日本の労働組合は長い間、「政党からの独立」の原則が踏みにじられ、労働者の政治離れをひきおこし、労働組合が「政治的中立」の立場をとる傾向を促してきた。しかし今日、「政治的中立」にとどまっていたのでは要求闘争も前進しない。賃金や労働条件の決定に政治が直接的な影響を及ぼし、政治転換なしに要求が前進しないからである。全労連は、労働者の苦しみと根源である自民党政権と対決して、一致する要求実現をめざす政党とは協力・共同の関係を築いてたたかう立場から、経済闘争と政治闘争をしっかりと結合してたたかう。

鈴木宗男・元官房副長官の斡旋収賄容疑での逮捕をはじめ、加藤紘一・元自民党幹事長、井上裕・前参院議長の議員辞職などがあいつぎ、国会は政治とカネにまつわる「犯罪者の巣」（朝日新聞）と化している。全労連は、政官癒着の利権・腐敗政治の一掃、社会保障の改悪や大増税ではなく、国民生活を支援する政策への転換、憲法を守りアジアを中心とした平和外交をすすめる政治に切り換えることをめざしてたたかう。

<6-2> 国会に労働者の声と要求を反映させることをめざし、全労連に「選挙闘争本部」を設置し

て国政選挙をたたかう。都道府県知事選挙や政令指定都市の首長選挙については、当該する地方組織の要請にもとづいて支援を決め、当該する選挙戦の全国的意義を鮮明にしてより効果的な力の集中を模索する。労働組合の現役役員を候補者に擁立する時は、当該組合の運動と地域での役割にふさわしい位置づけをし、勝利にむけた体制を確立してたたかう。

〈6-3〉 要求実現と政治の関係が広範な労働者のなかに明らかになるなかで、政治を変える絶好のチャンスが訪れている。「全国革新懇」は、結成 20 年を経て地域革新懇が 552、職場革新懇が 159 となり 10 年間で倍増した。職場での革新懇運動の飛躍がいよいよ求められており、中間管理職をふくむ一人ひとりの労働者が参加する職場革新懇を全国に無数につくり、政治革新のうねりをつくりだす。

2) 有事法制反対、核兵器廃絶、憲法擁護

〈6-4〉 有事関連法案のたたかいは、労働組合の共同の広がり、草の根からの運動、国会論戦などによって、法案の危険な内容と欠陥があらわになり、急速に世論が変わってきた。地方自治体からも懸念の声が次々にあがり、政府・与党のシナリオは大きく狂った。しかし、政府・与党は決して有事法制を諦めていない。有事法制は、自衛隊の海外での武力行使と戦争国家体制をつくるための日米両国政府の一貫した企てである。全労連は、有事法制や日本の「軍事大国化路線」に反対し、憲法 9 条を守る国民的な合意づくりに全力をあげる。地方からも、議会への要請、地方自治体の意見書採択をさせるとりくみ、地元国会議員への要請を強め、戦争反対、憲法の民主的・平和的原則を生かす国民過半数の世論と運動を広げる。

安保条約発効から 50 年を経て、安保体制の諸害悪がいっそう明らかになってきている。ソ連の崩壊後、アメリカの戦争に日本が参戦協力する軍事同盟であることが国民にわかりやすくなってきており、安保条約廃棄の世論を大きく広げていく絶好のチャンスをむかえている。安保廃棄を展望するたたかいと結合して、沖縄・名護への新米軍基地建設反対、米軍基地撤去を求める運動や、米軍の超低空飛行訓練や夜間離発着訓練、実弾砲撃演習の中止を求めるとりくみなどを強化し、広範な共同を大胆に発展させる。

〈6-5〉 核兵器廃絶の世界的流れに逆らって、ブッシュ米政権は核兵器の「先制使用政策」を公言し、中国など 7 カ国を名指しして核兵器を使用する計画を打ちだし、小型兵器の製造を指示している。小泉内閣はこのアメリカの核政策を支持するとともに、こともあろうに被爆国である政府首脳が非核三原則の見直し発言をおこなう異常な姿勢を露骨にしている。全労連は、原水爆禁止世界大会の成功のために引きつづき役割を發揮するとともに、核兵器廃絶をめざす広範な労働組合の国際連帯活動を強化する。

とりわけ、平和運動に職場・地域から多くの青年労働者が参加することを重視する。核兵器のない 21 世紀をめざしヒロシマアピール署名や日本政府に対する核兵器廃絶支持要求署名、ブッシュ大統領に対する核兵器廃絶要求運動の推進、それぞれの地域で核兵器廃絶を求める多数派結集、非核自治体宣言など草の根非核運動を前進させる。非核港湾条例制定の運動などに積極的にイニシアを發揮する。

第 7 章 国際連帯・交流活動の推進

〈7-1〉 グローバリゼーションの進行が、先進国・途上国を問わず各国労働者に賃金・労働条件の低下、雇用不安・失業の増大をひきおこしている。この根本的解決に立向かうには、国内の運動を強化することを土台に、労働組合の国際的な連帯と協力、共同行動が重要になっている。そのことは世界の労働組合の共通認識となっており、この 2 年間でも多国籍企業と国際金融独占の利益のための新自由主義的なグローバル化に反対するたたかいで、シアトル、カタール、ジェノバ、プラハ、ワシントンなどにおいて大規模な国際的抗議行動が前進した。また、核戦争阻止、核兵器廃絶、国際紛争を国連憲章にもとづいて解決せよとの運動が、労働組合、NGO、非同盟諸国運動など広範な国際世論となっている。

＜7-2＞ また、世界労連（WFTU）と国際自由労連（ICFTU）指導部の初めての率直な意見交換が行なわれるなど、国際労働組合運動に新たな変化がおきている。こうした国債情勢の進展を踏まえ、全労連の国際交流活動を今日情勢にふさわしく発展・強化することが求められており、結成以来の方針である「二国間交流の推進」にくわえて、国際労働組合組織とも積極的な交流を強化することとする。WFTUとの関係は、インター加盟単産とともに全労連が積極的な調整の役割を果たすこととし、一致点での共同行動の具体化など連携を強める。国際自由労連・アジア太平洋地域組織（APRO）や国際労連（WCL）との可能な交流を探求し、次回全労連大会にこれらの国際労働組合組織代表の招待を検討する。

＜7-3＞ 日本企業のリストラ、海外進出、政府による「アジア圏経済共同」などの動きが強まっているもとで、とりわけアジア・太平洋地域労組との交流を重視し促進する。中華全国総工会の招待にこたえて全労連代表を02年秋に派遣するほか、ベトナム、韓国をはじめとする二国間交流、国際労働組合組織との情報交換を深める。また、南・北アメリカ、ヨーロッパの労働運動の正確な動向把握と共通課題での交流をはかる。各国労働組合の闘いに対する情報収集を強めるとともに、連帯メッセージやエールの交換をはかっていく。

＜7-4＞ 「ILO新宣言」に示された中核的労働基準条約（105号・111号）の批准をはじめ、全労連として優先的に批准すべき条約とそれにむけた運動課題を鮮明にして対応する。ILO87号・98号条約をはじめとして、日本が批准した条約が国内で完全に履行されていない多くの問題については当該単産だけでなく全労連、さらには全労働者の課題となるようなとりくみを強める。ILO「結社の自由委員会」への提訴などの対応は、運動を国内外で効果的にすすめるために、全労連との事前調整を必ずおこなうようにする。単産・地方組織の取組み状況を掌握するとともに、国際労働基準についての情報提供と学習、意思統一をはかる。

＜7-5＞ 単産・地方組織をふくむ国際活動の強化のために、全労連として「国際活動担当者会議」を必要に応じて開催し、経験交流と意思統一をはかる。海外の労働組合・団体に向けた「全労連紹介」の作成、英文「ニューズレター」の再刊と継続的発行、インターネット・ホームページの充実をはかる。労働総研の協力を得て発行している年報「世界の労働者のたたかい」を継続・充実させるとともに、活用と普及のために学習会を開催する。国際活動の活動家育成とネットワークづくりを検討する。

第8章 総対話と共同、組織の拡大・強化

1) あらゆる労働組合、社会勢力との対話・共同

＜8-1＞ 全労連結成からまもなく13年をむかえる。結成直後の全労連を社会的に抹殺しようとするさまざまな攻撃やシフトをのりこえ、階級的ナショナルセンターとして10年以上にわたる歴史を刻み、社会的に無視できない位置を確保してきた。それは、「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求にもとづく統一行動」という全労連の基本路線の正しさを実証するものである。同時に、職場と地域のさまざまな困難をのりこえ、日夜わかたぬ奮闘組合員の奮闘によって成し遂げられた貴重な到達点である。

今日の到達点を築くうえで、すべての労働者を視野に入れた総対話と共同の実践に踏み出したことが大きな力となった。ナショナルセンターへの加盟の有無や所属の違い、政党支持の不一致点などをこえて、当面の一致する要求課題を大胆に探求し、要求の前進を阻んでいる共通の障害に対して共同してたたかう姿勢を貫いてきたことが、全労連にたいする期待と信頼を結集してきた。総対話と共同路線をいっそう内容豊かに発展させ、すべての社会勢力との対話にとりくみ、つりあいのとれた日本経済の発展、国民生活と営業の安定、すべての国民の健康で文化的な最低限度の生活保障をめざす国民的戦線の形成をめざす。

＜8-2＞ 全労連は、全労連の基本路線や要求政策にもとづき、5300万すべての雇用労働者を視野に

入れた運動を展開する。同時に、連合が日本最大のナショナルセンターとして労働者の要求前進、国民の利益擁護、悪政からの転換、労働組合の社会的地位を高めるために役割を発揮することを期待するとともに、あらゆる傾向の労働組合とのさらなる共同を追求する。また、全労連結成いらい力をあわせて国民春闘などの運動をすすめてきた純中立労組懇談会やM I Cとの連携をいっそう強め、運動上・組織上のさらなる連帯を呼びかける。

また、「あらゆる社会勢力」との対話を大胆に追求する。自民党政治と財界による強固な国家支配が社会機構の隅々に敷かれているなかで、勤労国民の要求を前進させ、政治の民主的転換にむけて踏み出すためには、労働組合や自覚的民主勢力の共同と連携だけでなく、今日の支配機構が必然的に生み出している全国民的な生活・営業破壊、既得権の侵害に不満や異論をもつ幅広い勢力との対話を通して、その矛盾を広げていかなければならない。国民大運動実行委員会に結集する民主団体との日常的な連帯を飛躍的に前進させるとともに、保守層をふくむあらゆる勢力との対話を誠実に追求していく。

2) 単産と地方・地域、全労連の組織拡大

<8-3> 今年は「組織拡大3ヵ年計画」が終了することから、新たな中長期計画の確立を検討する必要がある。しかし、中長期計画は「組織拡大推進基金」とあわせてこの1年間じっくり討議することとし、大会ではこの2年間に全労連として着実に達成する組織拡大・機能強化の目標と重点を提起する。

2年間の組織拡大の第一の重点に、単産組織の拡大・強化をすすめる。単産の拡大・機能強化なしに全労連組織の拡大・強化も前進できないからである。「組織拡大推進基金」の創設によって段階的な配置をめざす「全労連オルグ」を生かし、全労連と単産・地方、地域組織が共同して、それぞれの単産の「重点地方・地域」を設定して推進する。

<8-4> 第二の重点として、地域に存在する膨大な未組織労働者の結集にむけた系統的な対策と体制の確立をすすめる。「組織拡大推進基金」の創設による段階的な「全労連オルグ」の育成と配置、多くの未組織労働者の注目をうながす効果的な宣伝計画、常設労働相談所の設置などの具体的計画をすべての地方・地域労連で立案する。また、未組織労働者組織化の産業をこえた受け皿づくりとして、全都道府県で「ローカルユニオン」の結成を追求する。そのための交流、情報交換、経験や実践を学ぶ「ローカルユニオン交流会」を開催する。

<8-5> 第三の重点にパート・臨時労働者の組織化をすすめ、パート・臨時、派遣、嘱託などを対象にした組織拡大計画と、推進体制の確立をはかる。職場の一部門がアウトソーシングされた場合でも、下請け先の労働者も組織化を推進するための組合規約改正など必要な手立てをはかる。組織化にあたっての組織形態は、職場の実情にあわせて選択することとし、「パートユニオン」「介護ヘルパーユニオン」など雇用形態・職能別の組織、派遣・在宅労働者を対象にした「サイバーユニオン」なども視野に入れた調査や研究をすすめる。

<8-6> これらの拡大を前進させるためにも、労働相談所の増設と労働相談員の育成が決定的に重要である。組織拡大推進基金の創設を視野に入れ、2年間で常設相談所を200カ所に増やし、複数の専任相談員の配置に努力する。年金者組合の貢献を引き続き要請するとともに、全労連オルグ学校などで現役組合役員、女性・青年の相談員の育成をはかる。この2年間、本格的な組織拡大を前進させるために「産別組織担当者会議」を定期的に開催し、地方における産別の確立などの戦略を検討する。

3) 全労連機能の拡充・強化

<8-7> 「パート・臨時労組連絡会」「失業者ネット」などの結成は、ナショナルセンター・ローカルセンター機能の真価が問われる問題となっており、この2年間ですべての都道府県での設置をめざす。そのため、地方協ごとの経験交流や対策をおこない、県独自の体制確立が困難な場合は、当面地方協全体で運動と組織対応をカバーする。また、全労連として「パート・臨時労働者の政策」を今秋に発表する。

＜8-8＞ ナショナルセンターとしての学習・教育活動の充実をめざし、全労連教科書を活用した「中央労働学校」や産別・地方の学習会を推進する。また、「全労連オルグ学校」を系統的に実施し、単産・地方協や県単位でも実践的なオルグ学校の開催に努力する。労働総研との連携をいっそう強化しながら、政府・財界方針の正確な分析と対策、全労連の政策立案機能の強化、学習・教育活動の抜本的な強化にむけて努力する。

＜8-9＞ 「ローカルユニオン」の設置と拡大のためにも、「労働共済制度」の確立・拡充を重視し、対策やとりくみを強める。労働共済連との連携や、単産の共済担当者の助言・援助を要請しながら、「地方共済会」の確立にむけて地方労連の共済担当者を配置するなど、特別の手だてを講じて推進する。また労金活動をはじめとして、労福協、生活協同組合など、労働者のメリットにつながるさまざまな活動を重視してとりくみを強めていく。

＜8-10＞ 「組織拡大推進基金」の創設によって段階的に配置する「全労連オルグ」の育成にむけた対策に着手する。また、全労連の専従事務局員をはじめ、単産・地方組織、地域労連や職場で奮闘している専従書記・事務局員の力量強化が、全労連の発展にとって欠かせない。全労連としての「書記政策」の確立、研修や全国的な交流を検討する。定期大会を開催しない2003年秋に「第4回全国討論集会」の開催を予定する。

＜8-11＞ 情報化時代・インターネット社会がすすむなかで、全労連の情報網の確立・強化が急務となっている。組織間の情報の共有、情勢や活動状況、組織変化などデータベースの整備、情報提供の迅速化、実利と魅力あるホームページの作成などをはかるため、全労連と加盟組織の担当者による研究・対策をすすめる。

＜8-12＞ 労働運動への女性の結集と女性役員比率の増加を目的・意識的に追求する。2005年までに、①女性組合員が3割以上の単産・地方は30%、②女性組合員が3割以下の組織は女性構成比率に見合った人数の女性役員配置を目標とする。また、専従役員が5名以上の組織は複数以上の女性の専従役員の配置することを追求する。

＜8-13＞ 21世紀の全労連運動をになう役員を育成するため、すべての単産・地方組織青年部役員を対象にした「合宿研修」などを検討する。当面、「全労連オルグ学校」や全国的交流集会と連動した計画の具体化をはかる。「まともに働き生活したい」という要求を土台に、多くの青年労働者と交流する職場・地域のネットワークづくりをすすめるために、また青年部の体制と運動強化のために全労連や単産・地方の政策・財政・体制上の援助を強める。

＜8-14＞ グローバリゼーションの進行のもとで、国内の運動と要求の前進、平和と民主主義の確立にとっても、常に国際的視野に立った政策・方針を提起することが求められている。「語学」をふくめて国際活動に対応する労働組合の役職員の育成が急務であり、目的意識的な活動家育成に努力する。

第9章 当面する夏季闘争と02秋闘の具体化

1) 悪法阻止、増税反対、国会解散のたたかい

＜9-1＞ 小泉政権は「有事関連三法案」「医療改悪法案」「個人情報保護法案」「郵政関連法案」などを強行するために、通常国会会期の大幅延長を強行した。みずから重要法案と位置づけた四法案が、会期中に一つも成立しなかったのは、法案のズサンさに対する国民の批判とともに、国民総行動をはじめとした全労連や民主勢力のたたかいの前進によるものである。これに確信をもって、悪法を阻止し、国会解散を求める歴史的な運動に、すべての単産・地方・地域組織、組合員が総結集してたたかいぬく。

医療改悪法案は衆院を通過したが、6月14日の衆院厚生労働委員会における異常な与党単独採決はそもそも無効である。健保本人の3割負担や高齢者窓口負担の引き上げ、労働者と使用者の保険料負担の大幅引き上げなどには、57.8%の国民が反対（テレビ朝日世論調査）し、2600万人の反対署名、

600 自治体にのぼる自治体意見書が寄せられている。日本医師会や日本看護協会なども依然として反対の意思を表明するなど、廃案に追い込む可能性も十分にある。引きつづき地元選出国會議員に対する要請電・FAXの集中、国会座り込行動などを波状的に展開する。また、参院審議のヤマ場となる7月19日を中心に、多くの労働団体と国民団体が共同する大規模な国民集会・国会行動を開催して政府与党を包圍していく。

<9-2> 「有事関連三法案」についても、政府・与党はあくまで今国会で強行成立させる姿勢を崩していない。「個人情報保護法案」「郵政関連法案」とともに、断固廃案をめざしてたたかいぬく。同時に、悪法廃案のもっとも確かな保証は小泉内閣を退陣させ、国会をただちに解散に追い込むことである。国会審議の土俵をみずから壊し、度重なるルール破りをくりかえす政府・与党の会期延長にはひとかけらの道理もない。政治とカネにまつわる汚職・腐敗にまみれた国会はただちに解散する以外にない。全国各地から波状的な宣伝・署名、対話と共同をくり広げ、悪法阻止・国会解散を求める国民世論を喚起する。

<9-3> 政府税制調査会が6月に答申した「税制改革の基本方針」は、1997年の5%への増税以来初めて消費税率の引き上げを明記した。また消費税の免税点や課税最低限度の引き上げ、外形標準課税の導入、酒・たばこ税の見直し、環境税の導入など、国民に10兆円もの新たな負担を強いる史上最大・最悪の「税制改革」となっている。今国会での悪法阻止のたたかいと結合し、小泉政権の息の根を止める国民運動として位置づけ、秋闘から来春にかけて最大の国民的闘争の一つとして発展させる。

2) 一時金・最賃・人勸と公務員制度のとりくみ

<9-4> 02春闘の賃金闘争は6月27日の最終集計の段階でも、登録集計33単産・部会・950組合うち有額回答を引き出したのは565組合(59.5%)、妥結組合は373組合(39.3%)にとどまっており、約6割の組合がいまだ未解決の状況にある。また、02年度の夏季一時金も7月5日現在、登録858組合中・569組合(回答率66.3%)の集計で2.15カ月・平均額69万7881円、前年同期比3万8934円(5.28%)のマイナスに抑え込まれている。この2年間、一時金支給額は毎回5%程度ずつ減額されており、労働者の不満と怒りが高まっている。春闘要求の全面解決と結合して、職場・地域から一時金闘争をねばり強くたたかいぬく。

中央最低審議会は、7月26日に02年度の最低賃金の目安を決めるが、これまで開催された小委員会などでは、使用者側委員から最低賃金額の据え置き・引き下げが主張されている。都道府県ごとに決定される地域別最低賃金は、時間額が604円から708円ときわめて低い水準におかれ、今でさえ生活保護支給額との「逆転現象」が発生している。7月26日の中賃「目安」の決定にむけ、7月15日から19日をゾーンに第四次最賃デーを配置し、18日に中央行動を実施する。各地方の審議会・自治体に対するとりくみに万全を尽くす。

<9-5> 2002年度の人事院勧告と2003年度予算編成にむけて、政府による公務員賃金引下げ攻撃とマスコミの世論誘導が強められている。公務員労働者の要求にたいする政府・人事院の具体的回答を求めて7月3日に公務労組連絡会第一次中央行動を配置し、政府・人事院、行革推進事務局への要求行動・交渉と国会請願行動を展開する。中央行動と連動して、マイナス人勸、公務員賃金切り下げを許さず、公務員賃金の改善を求める署名運動や夏から秋にかけての諸行動の意思統一をはかる「代表者会議」を開催する。また、7月31日に第二次中央行動、8月上旬に座り込み行動をふくむ第三次中央行動を配置してたたかいぬく。

<9-6> 政府がすすめている公務員制度改革は、①天下りの自由化、②国家戦略スタッフによるスーパー・キャリア官僚の育成、③政権党への従属など、政官財の癒着をさらに深刻なものにするものである。また、公務員の労働基本権を制約したまま人事院勧告などの代償機能を縮小し、各府省の人事管理権限を強め、「物言えぬ公務員づくり」を押しすすめるものである。日本政府の姿勢は、第90回ILO総会でもきびしい批判をあび、98号条約にもとづく団体交渉権が保障されるべきであることを指摘された。

次期通常国会への法案提出が準備されているもとの、ILO結社の自由委員会の勧告引き出し、国際労働基準にのっとったものとなるよう運動を強める。「全労連公務員制度改革対策本部」を軸に、連合をはじめとする広範な労働組合との共同、官民一体・国民ぐるみの運動として前進するよう全力を尽くす。当面する中央行動として、02年度人事院勧告の最終局面にむけた要求闘争や国会最終盤における悪法阻止の課題と結合して、7月31日に全労連・公務労組連絡会が主催する中央行動を実施する。また、秋の臨時国会を視野に入れてとりくむ「200万署名」推進の意思統一をはかる代表者会議を開催する。公務単産を軸に5000人規模の結集をめざすが、民間・地方の連帯支援を強めて成功させる。

3) NTTリストラ、労働法制改悪反対

<9-7> 政府は、すでに閣議決定している「改定・規制緩和三カ年計画」にもとづいて、次期国会にむけて究極の労働法制改悪を準備している。それは、①労働者派遣事業、②裁量労働制、③有期雇用契約、④有料職業紹介、⑤ホワイトカラー労働者の労基法適用除外、⑥解雇自由ルール、などを内容とするものである。すでにとりくみを開始している「労働法制中央連絡会」としての団体署名を秋の臨時国会にむけて早急に集約するとともに、全労連のすべての単産と地方組織の当面する最大の課題に位置づけてたたかう。連合や全労協、中立をふくむすべての労働者・労働組合との共同を広げてたたかひの戦線を構築する。

<9-8> 「50歳退職、30%賃下げ」「再雇用制度」などの攻撃にたいして、NTTへの雇用継続を希望する労働者が800名にのぼるなど、全労連が大企業のリストラ競争に反対する「拠点闘争」として位置づけてたたかってきたNTT11万人「合理化」反対闘争が、いよいよ重要な局面に入った。NTTへの雇用継続を希望した労働者にたいする長距離・異職種配転などの攻撃も出されており、まさにたたかひの正念場をむかえている。職場から純粹持ち株会社にたいする団体交渉の実施を迫るたたかひなどと結合して、不当配転の撤回を求める法的対応もとりながら、全国支援をいっそう強化する。

4) 労働委員会の民主化と国鉄闘争の前進

<9-9> 全労連が、中労委の労働者委員や最低賃金審議会の労働者側委員からいっさい排除されていることは、日本政府も批准しているILO98号条約に違反するとして提訴していた事案で、ILO結社の自由委員会は6月21日、本年10月改選期より不公正な任命の実態を改善するよう政府に求める勧告を出した。全労連は、第27期改選にあたって純中立労組懇やMICと共同し民間担当の委員候補に今井一雄氏（出版労連委員長）、国営担当の委員候補に藤田忠弘氏（国公労連顧問）を統一候補として推薦し、団体署名や厚生労働省交渉などの運動を展開してきた。国内の世論と運動とともに、いよいよ国際的にも政府の決断が迫られる状況のもとで、何としても任命を実現するよう万全の手立てを尽くす。

<9-10> 国鉄闘争については、ILO結社の自由委員会は3月22日、日本政府に①交渉の進展がないことに遺憾の意を表明する、②交渉開始が遅れるなら「4党合意」は価値を失いかねない、③「当該労働者に満足いく解決」への交渉促進をさらに求める、④建交労鉄道本部の書簡に対する政府の回答を求める、とした三回目の勧告を行なった。勧告を局面打開の足がかりとするためにも、政府の追及にむけた国会共闘の実現を働きかける。政府の誠実な対応を求める国土交通省・厚生労働省への要請などを積み重ねる。当面のとおりくみとして、①東京高裁判決にむけて「公正判決要請署名」の集約、②国鉄闘争「全国代表者会議」の9月末～10月初旬の開催、③これにあわせた国会前座り込み行動、④全国一斉宣伝、関係機関に対する要請行動の11月「一の日行動」にあわせた実施を計画する。

5) 「全国キャラバン」など秋の統一行動

<9-11> 02秋闘の前進をめざし、雇用と仕事、いのちと健康、消費税などの増税阻止を共通課題に、それぞれの地方・地域の直面する課題を結合した「雇用とくらし・いのちの充実、地域活性化全国網の目キャラバン」（仮称）を10～11月のゾーンで展開する。このキャラバン行動と結合して、

地方・地域の諸団体とも協力し、地方・地域の実態を明らかにする「県内暮らし・雇用・健康マップ」の作成にとりくむ。

「地域活性化・全国網の目キャラバン」は、都道府県のすべての市町村や労働組合・諸団体を訪問する行動を軸に、02 春闘でとりくんだ「国民総行動」の流れをいっそう発展させる共同行動となるように努力する。「地域活性化・全国網の目キャラバン」の日程、行動内容などは、各団体と協議・調整のうえ各県で具体化するが、労働組合としては重要課題である雇用創出、雇用保険と労働法制の改悪反対、パート労働者の均等待遇、最低賃金の改善、公務員制度の改悪と労働基本権の確立、規制緩和問題などを結合したキャラバン行動を成功させる。

<9-12> 延長国会の行方、秋の臨時国会をめぐる動向などを注視しながら、秋の臨時国会と中央行動、全国統一行動の内容、日程などを調整し定期大会で示す。また、単産横並びによる省庁包囲行動・決起集会、国民諸団体と共同した全国動員による大規模な中央集会の開催などについても、当面する延長国会のたたかいに全力をあげつつ、可能な限り早めに協議・調整しながら定期大会で示す。

6) 03 春闘にむけた準備

<9-13> 春闘要求アンケートは今後、①多くの労働者の要求討議と行動への参加、対話と共同を広げる運動の武器と位置づけ、全労連の集約は一定数の「サンプリング調査」とする。②賃金・労働条件の要求集約調査を発展させて、「雇用、暮らし、健康アンケート」として実施すること、③賃上げ要求額は、「選択方式」から一人ひとりの「記入方式」に改めること、④労働者が春闘への関心を高める時期に集中的に実施することなど、項目や実施方法の見直しについて全労連幹事会において検討し、組織討議に付する。

当面する 03 春闘では、02 春闘における集約方法で実施する。単産・地方・地域組織は、積極的な集約目標を立て全組合員と家族はもとより、「返信ハガキ付のビラ」やインターネットの活用なども工夫して大規模なとりくみを推進する。

<9-14> 賃金闘争の土台は、要求やスト権確立にむけた職場・地域からの徹底した学習と討論にある。しかし春闘相場の低迷、マスコミの否定的報道、要求を断念する大企業労組の動き、長びく不況などのもとで、02 春闘では全労連の組合も要求提出が 70% 台、スト権確立が 60% 台、回答引き出しが 40% 台にとどまり、ストライキへの結集も減少している。これらの改善なしに春闘・賃金闘争の活性化もありえず、すべての単産・地方組織が、各組合の職場における日常活動の現状を点検し、改善にむけた対策を具体化していく。

<9-15> 03 春闘にむけて 10 月中旬に全労連の春闘構想をうちだし、03 国民春闘共闘委員会の発足や、全労連単産・地方代表者会議の開催、春闘討論集会での討議（12 月）を経て、03 年 1 月開催の第 32 回評議員会で春闘方針と要求を決定する。10 月中旬の 03 国民春闘共闘委員会の発足にむけ、幅広い労働組合の参加と国民団体の共同を呼びかけ、「国民総決起型春闘」をさらに発展させることをめざす。地方でも共闘会議や連絡会などそれぞれの状況に対応した春闘推進態勢を追求する。03 春闘における統一行動の日程を早めに調整し、地域総行動などの日程を 10 月中旬の春闘構想で提案する。

2002年夏期、秋年闘争 / おもな会議・行動日程 (案)

	政治日程等	全労連・機関会議等	集会・行動等
7月	中 中労委委員立候補公示 26 中賃「目安」答申 29 ASEAN外相会議 (~8/1) 31 通常国会会期末	15 第43回常任幹事会 17 公務部会発足総会 23 第17回幹事会 24 第20回定期大会 (~26)	15 第4次最賃デー/ゾーン (~19) 18 第4次最賃デー 27 第48回日本母親大会 (~28) 31 公務労組連第2次中央行動
8月	シラク仏大統領来日 中・下 人事院勧告(?) 26 ヨハネスブルク地球環境サミット (~9/4) 31 来年度概算要求の各省庁提出	21 第1回常任幹事会 29 第1回幹事会 (~30)	上 公務労組連第3次中央行動 2 原水禁世界大会国際会議 (~4) 4 原水禁世界大会 (~6 広島) 8 原水禁世界大会/長崎大会 (~9)
9月	23 民主党臨時大会 下 内閣改造(?) 下 臨時国会開会(?)	2 第2回常任幹事会 14 女性部第13回定期大会 (~15) 17 第3回常任幹事会 21 青年部第15回定期大会 (~22) 26 国鉄闘争全国代表者会議(予) 27 組織担当者会議 (~28)	5 第30回社保学校 (~7)
10月	上 第27期中労委労働者委員任命	7 第4回常任幹事会 11 第2回幹事会 17 単産・地方代表者会議 (~18) 21 第5回常任幹事会	中 労働法制中央連絡会総会 中 03国民春闘共闘委員会発足総会 25 争議総行動、争議交流集会 (~26)
11月		5 第6回常任幹事会 中 リストラ・働くルール交流集会 14 ローカルユニオン・労働相談員全国交流集会 (~16) 18 第7回常任幹事会 下 秋闘全国統一行動	9 第47回はたらく女性の中央集会 (~10) 21 日本平和大会 (~24) 28 第7回健保・共済・国保組合交流集会 30 中央社保協・介護ヘルパー集会
12月	下 財務省原案内示 下 来年度予算案決定	2 第8回常任幹事会 5 03国民春闘討論集会 (~6) 7 青年部第18回代表委員会 (~8) 14 女性部03年国民春闘討論集会 (~15) 16 第9回常任幹事会 19 第3回幹事会 (~20)	14 いのちと健康を守る全国センター総会

地域活性化
全国網の目キヤラパン行動

10~11月 中華総工会への訪問団

03年1月23、24日 第32回評議員会
 03年7月24、25日 第33回評議員会

1年間のたたかいの経過と到達点

I. はじめに

<1-1>21世紀最初の年度となったこの1年間は、かつてない激動の情勢と悪政のもとでのたたかいとなり、労働者・国民の生活と権利、平和と民主主義を守り、21世紀を展望する運動の前進が求められた。

全労連は、政府・財界による雇用・生活破壊、憲法をも踏みこむ攻撃と立ち向かい、労働者の要求実現をめざす諸闘争を展開してきた。また医療改悪反対をはじめとする社会保障闘争でも、有事法制を許さず、憲法と平和・民主主義を守り、政治の民主的転換をめざす運動においても、広範な労働者・労働組合、諸団体と共にその先頭に立ってたたかってきた。

<1-2>同時にこの1年間、350万人を数える完全失業者や賃下げ攻撃にみられるように、大企業の凶暴なリストラ「合理化」攻撃と小泉政権による悪政が進行し、労働者・国民の状態は一刻の猶予もできない危機に陥れられた。全労連に結集する労働組合や多くの民主団体による懸命のたたかいにもかかわらず、要求の多くが大企業の横暴と悪政の前に実現をこぼまれ、2002年春闘でもきびしいたたかいを余儀なくされた。

<1-3>また、この1年間は労働組合運動の新たな局面を迎えた年でもあった。深刻な雇用・生活破壊のなかで、多くの仲間が労働組合を結成してたたかいに立ちあがり、一致する要求課題での共同も中央・地方で大きく前進した。また、全国キャラバン行動や全国・地域総行動、医療改悪反対や有事法制反対行動などでみられたように、思想・信条、政党支持の違いを超えて自治体首長や医師会・老人会など広範な団体との意見の一致や共同が進んだのも特徴となっている。労働者・国民の生活を守り、日本を政治的・経済的にも救うため、全労連がいっそう社会的役割を發揮することが強く求められている。

II. 2002年国民春闘と賃金闘争

1. 賃金闘争の到達点と教訓

1) 02国民春闘の経過

<2-1>02国民春闘は、1月11日、38都道府県の主要駅頭などで25万枚を超えるチラシが灑布され、中央では日経連総会への抗議行動が展開される中で本格的スタートを切った。2月20日の地域総行動では、全国1800ヵ所の宣伝・署名、集会・デモ、自治体要請などが取り組まれ、3月上旬には、「4・12統一ストライキ」につなげる運動として、タクシー、医療、建設、金属、公務などが波状的に行動を配置し成功させてきた。さらに回答指定日翌日の3月14日第一次全国統一行動には、官民23単産がスト含む統一行動を展開した。

<2-2>全労連の「国民総決起春闘」の呼びかけに保団連、民医連、新婦人、農民連、全商連、全生連、日生協医療部会、中央社保協などが積極的に賛同し、統一行動の軸として、「医療改悪阻止、雇用、くらし、いのちを守る4・12国民総行動」が据えられた。全労連・国民春闘共闘は、この日を「国民統一ストライキ」（「第二次全国統一行動」）と位置づけ、2,205職場・50万人を超えるストライキ・時間内外の職場集会で決起したのをはじめ、全国1600ヵ所での地域集会・デモ、宣伝・署名行動などに83万5千人が結集、全労連結成いらい最大の統一行動となった。「国民総行動」に前後し連合が4月10・11日に雇用や医療要求を掲げた「ゼネラルアクション」を展開、12日には、「全労協」も国会座り込みを実施した。

<2-3>「生活保護基準」より低くなっている地域包括最賃の引き上げをめざし、2・3月、さらに6月に最賃デーを設定して取り組み、6月20日には、中央総行動を実施した。パート・臨時労組連絡会などは、「3・7パート春闘中央行動」を実施、全国から150人の代表を結集し終日行動をおこなった。引き続いて7月15～19日を

ゾーンに第4次最賃デーを設定、18日には、省庁交渉を中心に中央行動を実施した。なお第3・4次は、最賃要求と結合し「公契約・リビングウエッジ・公正発注」要求の実現にも取り組んだ。

2) 全体の特徴

<2-4>春闘が始まって以来、全労働者の賃金水準引き上げの役割を果たしてきた春闘は、財界・大企業の賃金抑制攻撃の下、史上最低の賃上げ率を更新するだけでなく「賃下げ春闘」となり、大きく様変わりし“春闘解体元年”といわれる局面になった。この様な財界・大企業の攻撃の特徴は、リストラ・人減らしと連動し総額人件費引き下げと賃金格差の拡大が並行して進められている点にある。02春闘では、春闘回答直後に賃下げ提案が出され、主要大企業労組の賃下げ容認は、結果として中小企業を含め労働者全体の賃金を引き下げる結果となった。

02春闘での賃金獲得結果は、昨年よりさらに低下し加重平均で5,249円、1.59%（日経連調）となった。厚生労働省の調査（毎勤統計）でも、01年度の一時金を含む現金給与は前年比1.6%減少し、2年ぶりのマイナスとなった。02春闘も春闘始まって以来最低の水準であり、年末・夏季一時金の支給額も年々削られており、02年も年収ダウンとなる恐れがある。

日経連の「成果主義賃金体系」は、大企業職場に先行して導入され、全労連・春闘共闘組合にも広がり始めている。この結果、成績によって支給額に大幅な格差が押しつけられている。サラリーマン世帯の年間収入（国税庁・「民間給与実態統計調査」）は、98年から00年にわたって三年連続減少し、00年の一人あたり平均給与も対前年比0.1P減の461万円となり、01・02年も減少が予想されている。

3) 全労連の春闘の到達点

<2-5>全労連は、「大幅賃上げ」「全労働者の賃金底上げ」「最低賃金」闘争を三位一体として、官・民・地方組織が共同して賃金闘争をたたかってきた。

02年春闘では、7,126円、2.01%（前年対比525円減・0.25P減）となった。一時金闘争でも、夏季・年末とも毎回5%前後の削減が押しつけられている。02春闘では、中小企業の多い全労連の各職場では、回答引出しも妥結も大幅に長期化している。制度的諸要求では、育児休業制度の新設・改善、介護・看護休業制度の新設、また雇用保障・定年延長・退職金の増額などは一定の前進を勝ち取っているが、「ベアゼロ」などのガマンを押しつけた分、諸要求で譲歩するという経営側の姿勢も、重税と社保負担増に苦しむ中小企業では、限界になっている。

4) 公務労働者の賃金闘争

<2-6>公務員の賃金も、民間の春闘結果を反映し改悪が進行している。財政悪化と民間での成果主義賃金の導入を背景に、政府の行革推進本部が中心になって公務員制度改悪とセットで賃金改悪が企てられてきた。昨年の勧告では、「0.08%、313円」という僅少の官民格差にもとづく暫定的な一時金配分と、3年連続となる一時金の0.05%削減となった。制度的要求では、育児休業・部分休業の対象年齢の引上げや、家族的責任を有する職員の超勤規制、子どもの看護休暇の早期導入検討が報告された。

02春闘では、国営企業が異例の賃下げ前提の賃金回答引き延ばし、地方自治体での給与カット強行も看過できない局面にある。人事院の「賃下げ勧告」を許さぬたたかいを強め、民間・公務における「賃下げの悪循環」を断ち切るたたかいの強化が求められている。

5) パートなど時間給引き上げと最賃闘争

<2-7>昨年からの賃金の底上げ、パートなど非正規短時間労働者の時間給引き上げがナショナルセンターの共通課題となり、社会的な関心も強まった。パート賃上げは、昨年に続いて多くの単産で重視され中間集計で74組合に前進させた。また、企業内最賃・最低保障賃金でも92組合で前進を獲得している。現行地域最低賃金の引き上げのたたかいは、「時給1,000円以上、月額15万円以上を」合言葉に、生活保護基準との「逆格差」問題などを取り上げ数次にわたる統一行動に取り組んだ。01年度の改定は、史上最低の春闘賃上げ率を下回る全国平均日額0.76%引き上げの5,292円となった。

02春闘から、自治体関連事業や委託に働く非正規労働者の賃金底上げ、自治体が発注する公共事業の公正発注など、「公契約・リビングウエッジ・公正発注」運動を初めて取り組んだ。東京・埼玉・神奈川などで自治体との懇談などが取り組まれたが、まだ少なく学習会の開催など今後の課題となっている。

2、2002年国民春闘の到達点と今後の課題

<2-8>財界の思想攻撃に負けず、全員参加の春闘を重視して取り組んできたが、「みんなの要求アンケート」のとりくみは、98年をピークに年々減少している。01年は約51万人、02年は約47万人である。また、要求提出は79%と昨年と同率だが、スト権確立では、62%（01年）、60%（02年）と減少、回答引出しも01春闘の60%から02春闘では56%となり、回答の半数以上が「ベアゼロか賃下げ」であった。また今春闘では成績主義賃金導入が少くない企業で提案された。

同時にJMIUや全国一般などでは、経営の在り方にも踏み込む提案型の交渉などで成績主義賃金、賃金引下げなどを食い止めた経験も出ている。春闘を活性化する最大の土台は職場の日常活動の強化にある。資本からの思想攻撃に負けぬ幹部活動家の育成が急務となっている。

02春闘では、第2次～第6次など回答上積み勝ち組が3割ほど見られ、「3・14」「4・12」等ストライキを軸とする全国統一行動でのたたかいが反映している。とくに「4・12統一ストライキ」でストライキ実施組合が、国民要求実現と結合させ春闘の前進にも貢献している。

<2-9>深刻な不況の長期化と「スタグフレーション」というこれまで経験したことのない経済状況下、財界・自民党政治の労働者・国民総犠牲路線に対峙し、全労連・国民春闘のたたかいは、労働界だけでなく国民諸階層の共感を呼び、リード的役割を担った。「4・12統一ストライキ・国民総行動」は、春闘における職場の要求と、「雇用」「暮らし」「いのち」の国民的要求の実現のたたかいを前進させた。賃金の決定基準システムが、労働者の生計費でなく「企業業績」へシフトさせられ、個別企業内労使での解決に限界が生じてきている。資本と政府の攻撃が国民全体にかけられている実態のもとで、社会的力関係を変える社会的な闘争を前進させることが賃金闘争前進のためにも重要な課題である。

Ⅲ. リストラ「合理化」反対、働くルールの確立

1、リストラ「合理化」反対、労働条件改善のとりくみ

1) 緊急雇用・失業対策を政府に要求、職場・地域でのとりくみ

<3-1>深刻な雇用・失業問題が重大な社会問題になっているもとで、全労連は、9月に「緊急雇用対策」要求を政府に提出した。①大企業のリストラ・人減らし計画のとりやめるよう指導すること、②「ただ働き・サービス残業」の是正、労働時間短縮で雇用の拡大、③「整理解雇の四要件」をふまえた解雇規制と企業再編による解雇や労働条件の不利益変更を行なわないことの指導、④有期雇用契約、派遣法、職安法などのさらなる改悪をおこなわないこと、⑤公務・公共事業で167万人の雇用創出、⑥雇用保険の給付期間を当面300日延長することなどである。今春闘における厚生労働省交渉で実現をせまってきた。

<3-2>職場と地域でのたたかいでは、西神テトラパックでの工場移転・閉鎖の撤回、親会社東芝によるアジアエレクトロニクスの子会社分割・営業譲渡に対するたたかいで雇用確保と事前協議制の実現、NCRでの別会社への転籍強要、「座敷牢」（隔離部屋）押し込めでの全面勝利、日本IBMの分社化と転籍強要に反対しての「見せしめ出向」での勝利、さらにはパート労働者の雇い止め撤回や自治体リストラでの民営化攻撃とのたたかいなどで勝利している。これらの教訓は、①職場の全労働者に共通する攻撃であることを徹底したこと、②攻撃がいかに反社会的で法律無視、人権侵害であるかを広く知らせたこと、③地域経済におよぼす悪影響を明らかにし、地域での共同を広げたことなどである。

2) NTT11万人「合理化」撤回のとりくみ

<3-3>世界でも有数の大企業NTTにおける50歳以上の労働者全員の退職、賃金20～30%カットで新会社に再雇用、NTT本体に残る労働者への全国配転と異職種配転という攻撃に、全労連はリストラに対する「拠点闘争」として「対策本部」「弁護団」を確立し、通信労組のたたかいと結んでNTTを包囲する宣伝、抗議・要請行動を中央・地方でとりくんだ。5月1日の新会社発足時におけるNTT雇用継続選択者（約800名）への不当な配転攻撃を基本的に許していない。引き続き全てのNTT労働者の要求実現にむけ取り組みを全国で展開している。

3) 地域経済と金融労働者の雇用をまもるとりくみ

<3-4>小泉「構造改革」の「不良債権最終処理」によって、昨年10月以降60件近い信金・信組が破綻させられている。こうした事態にあって全労連は、金融庁に、「金融検査マニュアル」の地域金融機関への画一的適用を止めることなどを求めて交渉し、「2. 20 地域総行動」では全国の地方財務局要請行動をおこなってきた。全信労は、事業破綻・事業譲渡に直面している各地の信金・信組に対し、「既存の店舗と職員の雇用・身分をまもる」「利用者と地域経済をまもる」ことを基本にとりくみ、千葉では県労連も参加して「船橋信金対策委員会」を設置、債務者保護、労働者の雇用確保にむけてとりくんでいる。地域経済をまもるとりくみとして、全商連と共同で「不況・リストラ」現地調査（新潟、静岡、愛知、高知）を実施した。中央では、初めて日本共産党など5団体で実行委員会を形成して「リストラ反対、雇用と地域経済をまもる3. 30集会」を開催、リストラ反対闘争と地域経済まもるとりくみの結合の意義を確認する集会となった。

4) 労働法制の改悪反対、労働債権保護にむけて

<3-5>政府は、国会審議を無視して「大臣告示」など安易な手法でさらなる労働法制の実質改悪を強行している。1月23日には「有期労働契約」と「専門型裁量労働制」の対象職種が拡大が強行され、2月16日には原則禁止していた求職者本人からの手数料徴収を年収1,200万円以上の研究者・技術者について省令で解禁した。全労連はこうした動きに対して、改悪法案に対する要求と見解を明らかにし、厚生労働省交渉、国会要請・座り込みなどで反対の意思表示をおこなってきた。いま、「総合規制改革推進会議」報告にもとづくさらなる労働法制改悪の動きに対して「労働法制中央連絡会」として「団体署名」をとりくんでいる。

<3-6>企業倒産の増大とそれともなう未払い賃金件数が戦後最高を記録し、さらには法務省の法制審議会において労働債権問題が審議されていることから、全労連として労働債権の保護強化をもとめて、①労働債権の優先順位の引き上げ、②倒産法制における労働債権の保護、③保護すべき労働者の範囲の拡大、④保護すべき労働債権の範囲の統一を内容とする要求を法制審議会に提出、交渉をおこない、審議会事務局として、全労連要求を審議会に紹介することを明らかにした。民間部会においても各単産から「意見書」を提出してきた。

5) 「ただ働き・サービス残業」根絶、労働時間短縮のとりくみ

<3-7>昨年の厚生労働省「4・6通達」を活用したサービス残業根絶と労働時間の短縮、雇用拡大は、02春闘要求の柱として春闘共闘に参加する単産の過半数で掲げた。金融関係単産では、青森銀行で一人当たり最高65万円の時間外手当の支払い、駿河銀行では総額1億円のバックペイの支払いなど多くで成果をあげ、信金・信組でも、「定時出勤・定時退社」の理事長通達やサービス残業につながる「予算枠」の撤廃という成果をあげている。

公務職場でも「職場点検」「ノー残業デー」にとりくみ、一部自治体では未払い残業代を支給させている。総務省は、こうしたとりくみの中で、各省参加による「超過勤務縮減対策連絡会議」を設置、年休の計画的取得もよびかけるとしている。大企業職場に働く労働者の告発による労働基準監督署の「立ち入り検査」などでの是正や新日本婦人の会による家族告発の受理など、サービス残業根絶、労働時間短縮のとりくみがひろがり、その成果が目に見える状況をつくりだしている。

6) 「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用した雇用創出と失業者対策

<3-8>全労連がつよく継続・拡充を要求した「緊急地域雇用創出特別交付金」事業が1月より始まった（05年3月末までの3年間、3,500億円）。原則6カ月雇用など不十分とはいえ、失業者の雇用重視など一定の前進がある。全労連として昨年12月に「意志統一会議」を開催して事業の積極的活用を確認してきた。単産では建交労が積極的にとりくみ、自治労連、全教では住民本位の行政確立の立場からの方針を確立している。北海道、大阪など地方でのとりくみもはじまっている。改めて、地域に必要な環境整備など仕事起こしについて要求をまとめ、その実施を自治体にせまり、市町村段階における雇用対策・担当窓口の設置などをもとめていくことが必要である。雇用・失業対策のとりくみをすすめる上で、失業者の実態と要求把握、組織化が重要であり、ハローワーク前での「働きたい、みんなのアンケート」を各地方でとりくんできた。

7) 「はたらくルール」署名のとりくみ

<3-9>昨年2月21日を期して開始した「はたらくルール」署名は、6月26日時点で1,828,283筆（単産879,901筆・地方948,382筆）を集約、内682,834筆分を政府に提出した。1人10筆・単産・地方の自主目標850万目標からは遅れているが、持続的とりくみによって各組織でのとりくみが進みはじめている。生協労連における「店

頭署名」、「1人100筆」への挑戦などで組合員数の214%を集約。JMIU・日本IBM支部では組合員1人当たり30筆にあたる4,500筆を集約するなどJMIU全体では組合員数の2.4倍に達している。前進しているところの教訓は、①時宜に適した署名であり、②呼びかければすべての労働者が協力してくれ、③署名行動を通じて日常活動の活性化につながるとして、大きく構えて攻勢的にとりくんでいるところが大きな成果を上げている。改めて、すべての組織が1年間のとりくみの上に、2年～3年目のとりくみを前進させることが求められている。

8) 働くもののいのちと健康を守る活動

<3-10>多くの産業で人減らし「合理化」、サービス残業など長時間・過密労働が強行される下で、働くもののいのちと健康を守る活動は、労働組合にとってますます重要な課題となっており、この間、全労連はこの課題で「働く者のいのちと健康を守る全国センター」や「地方センター」、加盟組織と連携して活動を進めてきた。全教や国公労連、自治労連、医労連、生協労連などがサービス残業などの労働実態と健康問題などで調査を行い、職場改善や時短・夜勤制限の要求前進、労働安全衛生活動の強化をはかっている。

地方組織では、この2年間で長野、埼玉、兵庫、宮城で「地方センター」が結成され、滋賀、広島などが結成を準備している。また、滋賀と岩手で行われた全国センターの東西セミナーに当該県労連をはじめ近隣・地方協などの地方組織が協力、成功させ、他の単産・単組・地方組織でも対策委員会の設置や学習会・交流集会などを開催するなど、いのちと健康を守る活動の取り組みが進んでいる。

この間、過労死・じん肺などの労・公災認定闘争では、関係団体との共同した取り組みや厚労省などとの交渉や大衆的な運動、裁判闘争などで、たたかいが前進している。

また、「サービス残業をなくせ」「過労死の認定基準を改善せよ」などの全労連と全国センター、関係団体などの働きかけにより厚労省は、自殺を含めた過労死の「認定基準の見直し」を行い、2001年4月「労働時間管理の新通達」を出し、さらに10月には「所定外労働削減要綱」、2002年2月には「過重労働による健康障害防止」、そして4月には「VDT労働衛生新指針」を出している。全労連は、これらの通達の活用できる面、問題点を指摘し、各組織での取り組みを要請し、活動が始まっている。

9) よりよい育児・介護休業制度の実現にむけたとりくみ

<3-11>臨時国会に継続となっていた育児・介護休業法改正法案の審議にむけて、女性部を先頭に署名・宣伝・厚生労働省交渉・国会行動を強めた。民間法は育児・介護を行う労働者の時間外労働の制限、異動にあたっての配慮義務、繰り返し雇用のパート等への適用、不利益取り扱いの禁止、子どもの看護休暇の努力義務など不十分ながら一定の改善が行われた。公務員については、育児休業・部分休業が3年に、介護休暇が6ヶ月に延長され、ともに4月1日に施行された。全労連は協約闘争のポイントや法改正にかかわる資料集を発行するとともに、各職場ではよりよい制度の実現を求め、春闘要求にすえて協約闘争を強めた。国公労連は3月末に「年5回の子どもの看護休暇」を特別休暇として実現し、各自治体や民間職場でも法を上回る制度を実現したところもある。NTTの11万人リストラ・広域配転とたたかっている通信労組は「異動にあたっての配慮義務」を最大限活用し、山口・大分等で育児・介護責任のある労働者の遠距離配転を撤回させた。各職場でひきつづき、協約闘争を強化するとともに、改正部分を積極的に活用するとりくみを強め、男性の取得も推進することが重要である。

10) 「公務員制度改革」に対するとりくみ

<3-12>政府は12月25日に「公務員制度改革大綱」を閣議決定した。「天下り」の自由化、「国家戦略スタッフ」など一部キャリアによる政治主導の人事制度の一方で、公務員労働者の労働基本権の制約を維持したまま、人事院の機能を縮小して、各省大臣による人事管理権を強化する内容にある。全労連と公務労組連は前段闘争として「11・30怒りの総行動」を全国から5,000名の公務労働者を結集して開催した。12月5日には全労連「公務員制度改革対策本部」として行革推進事務局長と交渉、改めて労働基本権の回復をつよく求めた。

全労連として、日本政府にILO87号条約、98号条約の適用を求めて3月15日にILO「結社の自由委員会」に提訴した。先に開催されたILO第90回総会の「条約勧告適用委員会」は、「大綱」はすべての労働者に労働基本権の適用を保障するILO98号条約に適合しないとする一歩踏み込んだ委員会議長の「集約」をおこなった。政府は、来年の通常国会にも法案提出すべく作業に入っているもとの、改めて、昨年来おこなってきた民主的な公務員制度のあり方についての各階層・各界との懇談にもとづく共同とILO総会確認事項の実効を政府にせまるとりくみの強化がもとめられている。

11) 「特殊法人改革」に対すとりくみ

<3-13>小泉「構造改革」の目玉として「特殊法人改革」が明らかにされた。道路公団などについては「ひきつづき検討」とする一方で、日本育英会の廃止、住宅金融公庫の統廃合、都市整備公団、原子力研究所、水資源公団などの独立法人化である。長引く不況と個人所得のマイナスがつづくもとの、教育の機会均等や住宅取得など、国が底支えしていく役割はいつそうましているもとの国の責任を放棄する暴挙である。日本育英会廃止に対しては育英労を中心に「奨学金制度廃止反対各界連絡会」を結成、幅広い署名活動にとりくみ政府に提出してきている。特殊法人労連として、職員の雇用と労働条件をまもるとりくみをつよめている。

郵政公社化、その先の民営化を睨んだ郵政関連法案が国会に上程されたもとの、これが民間企業の参入によって低料金・全国均一のサービスを後退させ、簡易保険事業などで営利を追求するなど重大な改悪法案である。改悪法案に反対し、国民・利用者本位の郵政事業を国営・公共事業として拡充を求め、郵産労を中心にとりくみをつよめている。

2、労働委員会民主化、国鉄闘争など争議勝利のたたかい

1) 労働委員会の民主化にむけたとりくみ

<3-14>第27期中労委労働者委員に全労連は純中立労組懇、MICとともに国営企業・独立行政法人担当委員に国公労連顧問の藤田忠弘氏、民間企業担当委員にMIC議長の今井一雄氏を統一候補として決定した。団体署名、国会、厚労省交渉など第27期の公正任命を勝ち取る闘いを展開している。

地方労働委員会では新しく2002年1月に長野で長野県労連推薦の委員の任命をかちとり、2月には和歌山で前回失った委員の再任を果たした。3月には大阪、高知で再任、昨年再任された埼玉とあわせ5府県で全労連系の労働者委員が任命されている。しかし、2001年8月福岡、12月東京・愛知、2002年4月に京都、宮城などいずれも連合独占の不正任命が続いている。これに対し現在4県(福岡、沖縄、静岡、兵庫)で行政訴訟がおこなわれているが、静岡では5月に棄却の判決が出ている。

6月13日に2002民主化対策会議総会とあわせ、現役地労委労働者委員と弁護士を報告者として「地労委の民主化と活用」シンポジウムを開催し、94人の参加で成功を収めた。6月7日、「日本政府を相手とするILO第87号条約及び第98号条約違反に関する正式申立」に対する結社の自由委員会報告が出され、同21日第284回ILO理事会にて採択された。勧告は日本政府に対し「労働委員会およびその他の審議会の公正な構成に対するすべての労働者の信頼を回復するために、すべての代表的な労働組合組織に対して公正かつ平等な取り扱いを与える必要に関する結社の自由原則に基づく適切な措置をとるよう」求めている。

2) 国鉄闘争

<3-15>全労連国鉄闘争本部は「今年こそ解決の年に」と位置付け、ひきつづく全国での「一日」行動による宣伝、関係機関要請、国会前座り込み(11月、3月)、「早期解決を求める」10,292団体署名の集約、国交省、厚労省交渉、日本共産党国会議員団との懇談などのとりくみをおこなってきた。ILO勧告にたいする日本政府の怠慢を「結社の自由委員会」に告発するなどの中で、ILOは3月の理事会で、交渉の遅れに「遺憾」を示し、改めて「当該労働者に満足のいく」解決への交渉促進を日本政府に求める「結社の自由委員会」報告を承認した。

3月29日には「3・29国鉄集会」を開催、改めて国鉄闘争勝利の決意を固めた。1月29日、東京高裁で全動労採用差別事件が結審したもとの「公正判決を求める署名」など裁判闘争にとりくんでいる。「全動労勝たせる会」の3万会員への拡大運動、国鉄闘争「共同取材」などにとりくみ争議団を励ましている。国鉄闘争の当面の焦点は、解決交渉の切り開きである。

3) 前進した争議の取り組み

<3-16>全労連は、すべての争議の早期・勝利解決をめざし、春は各地方ごとに、秋は中央行動として年2回の「争議支援総行動」を展開した。この2回の総行動にはのべ80争議団、8500人が参加し、行動に前後したとりくみで多くの争議が解決するなどした。

芝信用金庫男女差別裁判の東京高裁勝利判決に続き、住友ミセス裁判の大阪地裁勝利判決、均等法改正以降のみとはいえ野村證券のコース別雇用管理への慰謝料支払いを命じた東京地裁判決などは全国の女性を励ました。

JMIU 池貝支部の民事再生法に倒産・全員解雇のたたかいでは、背景資本である日本興業銀行の債権の一部を放棄させて労働債権と一部の雇用を確保した。また、全印総連のほるぶ争議も親会社である日本出版販売に責任をとらせて和解解決、全国一般・ヒルトンホテル争議も東京地裁で勝利判決をかちとった。このように重要な争議があいついで勝利し、一連の大企業争議で全労連が関与して解決をかちとったことは、全労連の社会的影響力を示したものである。全労連は現在、食品3争議(明治乳業・雪印・ネスレ)のたたかいに関係地方組織を含めて全面的支援の態勢を強めており、食の安全問題とあわせ国民的に運動に発展させ早期前面解決を図る必要がある。

4) 司法制度改革のとりくみ

<3-17>経済グローバル化に対応した司法制度改革議論が2年間にわたってすすめられ、昨年6月司法制度審議会が「最終報告」を発表し、12月には司法制度改革推進本部が発足し、最終報告にもとづく具体的な法制化の準備が行なわれている。全労連は、「司法への国民参加」「法曹一元化」「労働裁判の民主化」などを柱とした改革案を提示し、自由法曹団や争議団などと共同した司法総行動、推進本部への要請行動をとりくんできた。「最終報告」は、国民の司法参加を前進させる積極面もみられるが、「裁判費用の敗訴者負担制」を導入するなど重大な問題点を抱えている。今後の立法化に向けて「敗訴者負担」反対、参審制の実現などのとりくみが求められている。

IV. 国民的諸要求の実現をめざすとりくみ

1. 医療・社会保障改悪に反対するたたかい

<4-1>小泉連立与党の聖域なき社会保障構造改革路線は、社会保障制度の再編と公的責任の放棄・市場化への道を、02年には医療、03年には介護・障害者福祉、04年には年金、05年には消費税による財源問題と、2004年までに目途を立てる内容で進めようとしている。

全労連は、01年8月の第29回評議員会で「小泉社会保障改革を第一歩とする医療改悪法案の阻止をめざしてあらゆる運動を地域・職場から展開し、重要局面で国会に向けた行動を強化」することを確定し、01年10月の介護保険料満額徴収に対する改善運動とともに、たたかいをすすめてきた。

1) 医療改悪反対のたたかい

<4-2>秋の「全国キャラバン行動」では、47都道府県への要請とともに、「医療改悪反対」「介護保険改善要求」を地域社協と共同した自治体要請や集会・シンポジウム・学習会などが多彩に開催され、地域老人会や医師会との共同も広がった。また、新聞折込みでの「医療改悪反対」署名付チラシの配布では、深刻な国民要求が寄せられた。10月の中央集会には6000人が結集し、社保協の運動に結集して医療改悪反対の地域からの運動を積極的に展開してきた。

<4-3>02春闘期では、秋の地域での運動を引き続き強めつつ、3月1日に通常国会に提出された「医療改悪法案」の廃案を目指すたたかいを全国から進め、定例の議面行動に集結させてきた。「安心・安全の医療を守ろう2・14国民集会」は、全労連・春闘共闘、中央社保協、医団連の共催で1万5千人が参加し、個人及び地域医師会などの賛同を得て行なわれ、労働組合と医療関係団体共同開催の意義は大きいものがあった。その後各地で、県集会・地域集会など、運動が広がり意見広告・意見ポスター・新聞折込みなど地域に根を張った多様な運動が続けられた。4・12全国総行動では、中央10団体のアピールに呼応して、多数の団体・個人が結集し、いのちを守れとともに、平和を守れの行動が一体として進められていった。

国会の審議と合わせて、19次の国会座りこみ行動、野党4党への要請、議員要請、集会・デモ、新聞意見広告など、中央行動を粘り強く行なった。

「保険料引き上げ」「窓口負担3割」問題は、3年連続の勤労者所得低下のなか、生活に深刻な影響を及ぼし、各産別の機関紙での特集が組まれ、また単産による組織内ポスターなどの資材が多用に作成され、全労連ポスターとあわせて活用された。全国宣伝ゾーンを設定し、3種の版下を作成・発送し、新たに署名用紙を130万枚印刷し、現在署名は全労連として437万筆を集約し単独署名としては過去最高の集約となっている。さらに運動を強化し目標の500万を達成することをめざしている。

2) 年金改悪反対・介護保険改善のとりくみ

<4-4>04年度の年金「改定」に向けて政府はすでに審議を開始しており、01年9月には、年金者組合と共同して「最低保障年金制度」についてのシンポジウムを開催した。また、国保・共済・健保組合の学習交流集会の開催、全労連第10回社会保障討論集会の開催など、単産・地方組織の参加によって、当面する医療改悪反対のたたかいの意志統一も行なってきた。

<4-5>介護保険制度の改善運動は、国・自治体に向けた緊急改善要求運動とともに、01年11月にはホームヘルパーの厚生労働省前集会と厚生労働省交渉を中央社保協と共同で行い、要求署名行動を進め政府に提出してきた。7月には、来年4月実施の「介護報酬単価見直し」による中間まとめが政府から出される事もあるが、組織化も含めた関係組織の会議を行ない、7月に集会と交渉を行なった。

2. 農産物と食料を守るたたかい

<4-6>全国食健連運動をつうじてこの間、輸入農産物の激増問題で01年4月からネギ、シイタケ、イグサの一時的にせよ暫定的セーフガード(緊急輸入制限措置)発動にふみさらされた。また有明海干拓事業による水門閉鎖でノリ・漁業不漁が深刻化するなか、九州ブロック各地方組織が周辺ノリ業者への聞きとり調査活動にもとづく補償問題などでの農水・厚生省、中小企業庁交渉(01年3月)や、沿岸漁民の団結・決起などで、農水省が水門開放調査(02年4月)を実施せざるをえなくなったことは、国民的共同の運動の前進面として重要である。

3. 消費税減税を求めるたたかい

<4-7>01年国民春闘での「消費税を3%にひきさげさせよう！」との全労連のよびかけが各界に共感をひろげ、宣伝・署名、集会・デモなどのとりくみが各地でつよめられ、01年通常国会へ約290万筆の消費税減税署名を提出した。さらに3・13重税反対全国統一行動が、中央各界代表者集会とあわせ01年、02年も全国各地約600箇所、全労連と各地方組織が積極的に参加し展開された。24日の定例宣伝行動への参加や宣伝版下を定期的に作成し全国に送付してきた。

4. 災害対策運動

<4-8>自然災害被災者の生活・住居の再建支援と防災が主要な活動となっている全国災対連の運動は、この2年間質的にも量的にも前進した。鳥取県では全国で初めて鳥取西部地震被災者に対して、300万円の公的「住宅再建支援金」制度を発足させ、全国の自治体に影響を与えるだけでなく、不十分な国の「被災者生活再建支援法」にも影響を与えている。同時に阪神・淡路大震災復興県民会議を中心としたとりくみにより、国連・社会権規約委員会は、日本政府に対して被災者の住宅再建に関わって、効果的な措置を取るよう「勧告」を行なった。全国災対連は、この間4地方に災対連が発足し組織的にも前進している。すでに2年目になっている三宅島噴火災害島民への支援と、来年見直しとなっている「被災者生活再建支援法」の抜本的な改善、さらに公的住居再建制度確立が課題となっている。

5. 教育・自治体行革の課題

<4-9>いじめ、登校拒否、学力不審など深刻な教育状況のもとで、この1年、全労連は、小泉内閣の憲法・教育基本法改悪をめざす「教育改革」攻撃を許さず、子どもたちの立場にたった学校教育づくりにむけて全教などを中心に運動をすすめてきた。とりわけ侵略戦争美化の中学教科書の採択をさせない運動に、全教などとともに、地方組織でも積極的にとりくみ、この教科書採択をごく一部にとどめさせた。また、子どもたちの豊かな教育を保障するため、「30人学級」実現のとりくみに積極的に参加した。国が30人学級を実現しない下でも、30人学級など少人数学級に踏み出した自治体は22都道府県始め多くの市町村を含め急速に広がっている。これは全教などが長年にわたりとりくんだ3000万署名運動の成果であり、子どもたちの健やかな成長を求める国民世論と運動の発展の中で実現したものである。今後、財政負担などの問題を解決するためにも、国の責任による30人学級実現が急務となっている。

6. 環境・エネルギー問題

<4-10>関空工事(大阪)、川辺川ダム(熊本)など、開発至上主義によるムダなゼネコン型公共事業によって、日本の豊かな自然環境が各地で破壊されている。さらには沖縄・名護への米軍新基地建設計画は、沖縄の美しい海と自然環境を破壊するだけでなく、国際希少動物ジュゴンの生存に致命的打撃をおよぼすやり方で、国際自然環境保護団体からも批判の声がたまっている。

この間、全労連は、東海村原発事故の原因究明と再発防止にむけて、原発問題住民運動全国センターなどとも協力して政府・科学技術庁(旧)や旧動燃への申入れや現地調査行動を実施してきた。

また、毎年6月に公害地球懇などが実施しているNO₂、酸性雨、SPMなどの大気汚染全国いっせい測定運動に参加し、その結果にもとづく政府・環境省や関係団体への申入れ行動、各地での測定調査報告活動に取り組んできた。さらにハンセン病元患者の隔離政策撤廃裁判闘争でのたたかい、葉害ヤコブ病裁判を支える会のとりのくみ、公害被害者総行動に参加し公害根絶と被害者への全面補償を求めるたたかいなどのとりくみを強めた。

V. 行政・政治の転換、平和と民主主義

1. 行政・政治の民主的転換のたたかい

<5-1>森内閣は、中川官房長官、久世金融財政担当相、額賀経済産業相、村上・小山参院議員の辞任が相次ぐ中で国民の大きな批判を浴びて01年3月に崩壊した。これを継承した小泉内閣は、自民・公明・保守党の野合による金権・腐敗の悪政を推進し、①NGO排除問題に端を発した鈴木宗男前衆院議運委員長のODA・外交私物化から入札干渉にいたる犯罪疑惑、②小泉首相自身が田中外相更迭などで真相を隠そうとした外務省・機密費疑惑、③加藤紘一自民党元幹事長・鹿野道彦民主党前副代表・辻元清美前社民政審会長らの利権疑惑や秘書の「口利き」「名義貸し」疑惑、④信金・信組の破綻を仕組んだ金融庁疑惑と柳沢金融担当大臣の責任問題、⑤政策秘書の裏金取得疑惑による井上裕参院議長の辞任など「政治と金」をめぐる金権・腐敗を次つぎに労働者・国民の前に明らかにした。

全労連は、これら一連の政治腐敗を、このままでは政府・与党に予算執行をまかせられないという立場から告発し、国民大運動実行委員会などとともに疑惑の徹底追及と真相解明、容疑が明らかな議員の政治的道義的責任の追及をすすめてきた。

<5-2>小泉内閣は、自民党の金権・腐敗の悪政を「ぶっ壊す」とまで言って、労働者・国民から一時、期待が寄せられたが、一連の政治腐敗の表面化は、小泉首相こそ古い自民党政治の横暴な擁護者であることを白日のもとにさらけだした。加えて小泉内閣は、えひめ丸事件や瀋陽事件、BSE(狂牛病)対策などにおける無責任な対応、不良債権早期処理の名での中小企業つぶしと大企業のリストラ支援、2回におよぶ靖国神社公式参拝、憲法蹂躪の有事法制関連3法・メディア規制2法案の策動、労働者と患者・医療機関に大幅な負担増をおしつける医療大改悪の策動などを重ね、反国民的な本質を明らかにした。

「小泉改革」に期待した人びとも、いま改革すべきは金権・腐敗の政治であり、自・公・保の悪政であることを理解せざるをえなくなっている。そして多くの労働者・国民が、脱ダム宣言、原発ノー・国立病院つぶすな・ムダな公共事業やめろなどの住民投票、ハンセン病の国家賠償、地球温暖化防止の京都議定書の発効、諫早湾の水門開放運動、介護保険の改善や消費税3%への減税などの要求を強め、これらの運動への支持と参加の意識を高めている。

こうした流れは、長野・栃木・千葉でゼネコン奉仕の浪費型公共事業に反対する知事が誕生するなど自治体首長・地方議会選挙で自民党離れが際立ち、政治の民主的転換への新たな可能性を生んできた。これに対して小泉内閣は01年7月29日に行なわれた参議院選挙に向けて「非拘束名簿式」という党利党略的な選挙制度を強行して、タレント候補の人気などに乗じて多数議席をかすめとることに成功したが、個人名投票を強制する業界・団体ぐるみ選挙が横行したことなど改悪選挙法の弊害が浮き彫りとなった。

<5-3>この1年間、参院選と同日に行なわれた兵庫県知事・仙台市長選挙をはじめ、茨城(9/16)・宮城(11/18)・長崎(2/3)・京都(4/7)・徳島(4/28)・滋賀(7/7)の各県・府知事選挙、川崎(10/21)・神戸(10/28)・名護

(2/3)・横浜(3/31)の各市長選挙など多くの地方選挙がたたかわれた。いずれも金権・腐敗の国政と直結する利権の流れを一掃し、住民本位の民主的な地方政治に転換することが主要な対決点となり、対応する各県労連は、それぞれの地域の条件に応じて対話と共同をひろげ、県民・市民の切実な要求を結集して共同の候補者を擁立するなど、積極的な選挙闘争にとりくんだ。

全労連は、各県労連の要請に応え、それぞれの共同候補者を支援してたたかい、名護市では得票率35%を獲得し、京都では39.6%と追い上げ、徳島では県労連推薦の大田正候補が勝利をかちとった。徳島県知事選挙での勝利は、同日に行なわれた参院新潟補選とともに自民党陣営を打ち負かしたものであり、自民党の強固な地盤である筈の秋田・湯沢市や福島県・霊山町での共産党員首長の誕生などもあいまって、労働者と国民が「小泉神話」を打ち破って前進していることをしめしている。

2. 平和と民主主義、憲法擁護のとりくみ

1) 憲法擁護、平和を守るとりくみ

<5-4>全労連は、憲法を擁護し、有事法制を許さないたたかいを積極的に展開してきた。国会の憲法調査会を足場に憲法改悪の動きがますます露骨になるもとの、全労連は憲法会議と共に憲法リーフを作成し、職場・地域からの憲法擁護の学習活動をよびかけた。また憲法会議に結集し、11・3憲法学習討論集会、5・3憲法集会に積極的にとりくんだ。とりわけ、5・3憲法集会は、憲法会議などがよびかけた実行委員会主催で2年にわたって共同集会として5000人をこえる参加で成功し、憲法改悪策動や有事体制推進の情勢の下で、これに反対する決起の場として重要な役割を果たした。全労連は事務局団体の一翼を担い、集会成功にむけ大きな役割を果たした。憲法をめぐる情勢が緊迫しているもとの、こうした共同の力をさらにひろげ、職場・地域から憲法を生かす運動を強化し、改悪を許さない勢力を緊急に結集していく事が求められている。

<5-5>9月11日、アメリカでおきた同時多発テロ犯罪に対し、米軍などがテロへの報復を理由に10月8日、アフガニスタンへの軍事爆撃を開始。全労連は、「テロ犯罪糾弾、報復戦争反対、自衛隊派兵許すな、憲法9条を守れ！」の行動へ、全国の労働者が決起するようアピールを発表。また米UE労組(全米ラジオ・電機労組)に見舞い電報の送付、国際労働運動にも報復戦争反対をよびかけた。全労連独自の10・23緊急政府申入れ行動(内閣府、防衛庁、外務省)など、単産・地方組織からの参加も得ておこなった。

国民大運動、安保破棄中央実行委員会、憲法会議などとともに、「テロ糾弾・報復戦争反対・自衛隊派兵許すな！共同センター(10/10)」を結成、緊急中央集会・国会請願デモ、連日の国会要請行動、駅頭宣伝行動、署名(13万)などとりくみを強めた。さらに日本キリスト教協議会(NCC)や航空安全推進会議など航空3団体などと宗教者、市民、労働者共同による、「テロも報復戦争もテロ特措法にも反対！共同国会要請行動」を2次にわたって積極的にとりくんだ。

2) 有事法制反対のたたかい

<5-6>小泉内閣が、有事法制を国会に提出することが明らかになった段階で、全労連は、有事法制反対・憲法9条守る全労連闘争本部を設置(1/31)、アピールを発表し、運動強化をよびかけた。学習会の開催、全労連作成の職場討議資料(2回)・チラシ・地方議会への要請書案・漫画イラスト入り横断幕、壁新聞などを活用、全国一斉宣伝行動(3/15、4/16)を設定、「有事法制は許さない、3・22中央集会」を成功させた。この間春闘FAXニュースで運動強化をよびかけ、法案提出日(4/17)には、全労連組織の総力をあげてたたかうため、単産・地方組織代表者による連名アピールを発表した。闘争本部を立ち上げて2ヶ月、各組織のとりくみの状況を把握し、今後の運動に役立てるため、アンケートで運動の集約を行なった。有事体制に直接くみこまれる職場を抱える組織などを中心に取り組みがすすんでいる。また地方組織などを中心に、全国的に急速に運動が強化され、地域単位の組織ができるなど、教訓的なとりくみが広がっている。

<5-7>民主勢力の共同闘争を重視し、国民大運動実行委員会が呼びかけ、「運動推進連絡センター」が設置された。同センターは、各組織が運動を強化するための共同の行動やとりくみの提起をおこない、国会に法案が上程され、情勢が緊迫しているもとの、学習決起集会、国会傍聴、議面集会、緊急集会、請願デモ、署名、宣伝行動など運動強化の中心となった。全労連はこの共同闘争強化のため、積極的な役割を果たしている。

また他組織との共同を広げることを重視し、20 労組・宗教者など呼びかけの国会議面前集会・全国集会、超党派国会議員と市民の集いなどに積極的に参加、それぞれに役割を果たした。とりわけ、国会の重要段階に行なわれた「STOP！有事法制5・24」には4万人、「6・16集会」には6万人が全国から参加し、総決起した。全労連は全国最大動員で臨み、集会成功に大きな力を発揮した。全国的にもかつてない組織の違いを超えた共同が前進している。

国会論戦で、有事3法案の危険な内容が明らかになるにつれて、民主党・連合も第154通常国会での成立に反対、文化人・著名人・有識者などのアピール、日本弁護士連合会・日本ペンクラブが反対を決議、国際婦人年連絡会が署名運動を展開するなど、各層・各分野での共同は大きく広がり、全国的な運動が強化されている。

3) 安保廃棄・米軍基地撤去、核兵器廃絶のとりくみ

<5-8>政府が、沖縄・名護に米軍最新鋭基地を建設しようとしているなかで、2001年日本平和大会（11月29日～12月2日）が、沖縄・名護で行なわれた。日本政府が、憲法を蹂躪し、戦後はじめて、戦闘地に自衛隊を派兵するという、世界の平和をめぐる問題があらたな局面を迎えているもとので開催された大会は、「テロ根絶、報復戦争やめよ、国際法にもとづく法の裁きを」が国際的一致点であることを確認した。大会には米軍基地の被害とたたかっている海外代表も含め、全国から1700名が参加、新基地建設でたたかっている現地を激励した。02年2月投票の名護市長選勝利に向けて、科学者会議などと沖縄基地建設調査団や名護市長選支援全労連交流団を組織し、選挙戦で勝利することはできなかったが、沖縄県労連の活動をささえた。こうした運動をさらに広げ、安保条約廃棄の世論と運動をさらに前進させ、職場・地域からのたたかいを強化する事が重要である。

<5-9>アメリカのブッシュ政権が危険な「ミサイル防衛」計画を発表し、これに対する国際的な批判や、核兵器廃絶の「明確な約束」を核保有国に求める動きが国際的にたかまっているもとの、原水爆禁止2001年世界大会・国際会議（8月3日～9日、広島・長崎）は、国際政治の第一戦で活躍している海外代表が参加したことや、初参加者や青年が多数参加したことを特徴とし、のべ8000人が参加し成功した。02年3・1ピキニデー集会（2月28日～3月2日・静岡）は、2000人の参加で行われた。ブッシュ政権が、戦争拡大政策をすすめ、核兵器先制使用を表明しているもとの、原水爆禁止2002年世界大会成功をめざす取り組みがいっそう重要になっている。

VI. 国際的連帯・交流活動

<6-1>01年9月11日におこった同時多発テロに対して、全労連は直ちにAFL-CIO及びUE労組にお見舞いのメッセージを送った。また平和諸団体とも共同してテロも報復戦争も許さない国際世論を強めてきた。

<6-2>二国間交流では、一昨年、正式に関係を確立し相互交流を開始した中華全国总工会（ACFTU）の代表団5名を01年10月にはじめて招待し、その後単産・地方組織レベルでの交流がすすめられてきている。また93年以来相互交流をすすめているベトナム労働総連合（VGCL）の代表団を02年4月に招待、今後、自治体・教育・医療などの単産や地方組織との交流を推進することとなった。01年10月、フランスCGTアジア・太平洋地域担当役員の訪問を受け、国際労働運動や交流について意見交換をおこなった。世界労連議長組合である全インド労組会議（AITUC）の37回大会（01年12月）、ブラジル労働組合総連合（CGTB）第4回大会（02年3月）、全ギリシャ労働者戦線（PAME）第3回大会にそれぞれ代表を派遣した。

<6-3>アジア・太平洋地域での交流活動強化の具体化としてニュージーランド（NZCTU）に小林議長を団長とする「交流調査団」を派遣し（02年6月）、労働法制での規制緩和問題を中心に交流するとともに友好関係を確立した。また単産・地方組織、NGO団体が取り組む国際活動に積極的に協力してきた。

<6-4>世界労連（WFTU）第15回役員評議会（02年3月、ブラジル）にオブザーバーとして出席し、世界労連の活動や組織・財政状況の把握につとめるとともに、国際情勢と国際労働組合情勢について包括的な意見交換をおこなった。

<6-5>ILO活動では、国鉄闘争、中労委委員問題、公務員制度改革問題で日本政府の不当な態度を糾すため「結社の自由委員会」に提訴し、また多くの単産のILOへの取り組みにも対応してきた。ILO総会での労働者代表問題で、日本政府はこれまで2名の全労連代表をオブザーバーとしてきたが、02年第90回総会ではこれを5名に増やしてきた。これによって全労連のILO活動はいっそう重要性を増すとともに新たな対応が求められている。

Ⅶ. 対話と共同、組織の拡大・強化

1. 画期的に前進した対話と共同

<7-1>昨秋の全国キャラバンでは、働くルールの確立、医療保険改悪反対などの要求課題で全地方組織が自治体・議会、労働局、財務局、経営者団体、NTT、労組訪問に取り組んだ。自治体訪問には38地方が取り組み1,700自治体、労組訪問には25地方がとりくみ6,926組織を訪問し、多くの自治体で首長が対応するなど率直な懇談と対話となった。こうした取り組みの結果、医療・介護の充実を求める自治体決議が採択され、中立、連合労組からは要求アンケートへの協力や医療改悪反対署名が届けられ、経営者団体や中小企業への訪問では雇用・不況問題での共通認識も広がった。

02春闘では、2月21日の「怒りの総行動」を前後して「雇用・暮らし・いのち」を守る広範な労働組合・国民諸団体との総対話と共同を前進させた。とりわけ「医療」と「有事法制」のたたかいは地方・地域・職場を基礎にした運動が全国的に広がり、各地で連合や全労協加盟労組との共同が実現した。

労働者の状態悪化がすすむもとの対話と共同の取り組みは全労連の要求と政策への支持と共感を広げ、地域からの協力・共同の条件を拡大し、全国的な労働運動組織の垣根を越えた運動の前進を切りひらいた。

2. 組織拡大のとりくみと到達点

<7-2>2001年度は「第三次組織拡大強化三か年計画」の最終年度であることから組織拡大運動の飛躍をめざして、秋の組織拡大月間(10月15日～12月15日)、春の組織拡大強化月間(2月1日～5月31日)を設定し、全単産と地方組織が積極的な取り組みを行なった。

二つの月間では、パート・臨時労働者の組織化を全国的な重点課題に位置づけ、地域の大量宣伝、労働相談・パート110番、未加入労組訪問、職場内未加入促進、新入社員(職員)の組織化などにとりくんだ。これら月間のとりくみを意思統一するための組織担当者会議を10月5～6日と2月22日の2回開催した。

昨年1年間(01年6月～02年5月)の新規組合の結成・加盟は、単産では日本医労連が京都で3ケタの組織化を成功させたのをはじめ自治労連が関連部門を中心に30労組、建交労49支部分会、全国一般92労組、福祉保育労15労組、JMIU19支部、自交総連12労組を結成した。地方では、岩手、群馬、埼玉、東京、神奈川、大阪などで5組織以上の新結成・加盟があった。

一方、未加入者の拡大では、日本医労連、自治労連、国公労連が新規採用で4ケタの組織拡大を成功させ、年金者組合は純増で3,700名の加入を実現し、過去最高の5万7千人の組織となった。また通信労組が11万人リストラ反対闘争の中で三桁を超える拡大を行なったことは教訓的である。地方組織では、埼玉、千葉、神奈川などの建設関係の取り組みが特筆される。

こうした、積極的な組織拡大の取り組みが行なわれたものの、リストラ「合理化」人減らし、定年退職・脱退、退職不補充、倒産・廃業、組合解散などにより減員となり、全労連の6月末現在の構成人員は〇〇〇万人となった。

地域組織については2002年5月末までに500組織の確立をめざしたが、この1年間で栃木、茨城、静岡で3組織が確立されただけで470組織にとどまった。

3. 組織の強化・活性化の取り組み

<7-3>昨年11月、石川県で第3回全国討論集会を開催し、全国から1100人の参加を得て「目標と展望」の実践の交流、「基金構想」の討議、「地域運動」などについて学習・討論を行なった。また、全労連結成後初めての実践的なオルグ養成講座を神奈川・箱根で6月28日～30日にかけて開催し、全国から68名が参加した。

全労連として青年運動の強化発展を目的に単産・地方の役員と青年部役員を対象として、「青年問題学習交流集会」を2000年11月に開催し、100人が参加、「労働共済」の拡大強化と組織拡大を一体のものとして発展させるために労働共済連との協議懇談を数回行なった。

4. パート・臨時労組連絡会の運動

<7-4>2000年11月に「全労連パート臨時労組連絡会」結成後、北海道、岡山、千葉、長野で連絡会が発足、

東京、大阪を含め6都道府県で連絡会が結成され、宮城などでも発足の準備がすすんでいる。

連絡会では11月のパート月間、3月の春闘時に中央行動を実施した。11月のパート月間中央行動には200名が参加、集会、議員要請行動、宣伝行動などを展開、3.7パート春闘統一行動にはのべ667名が参加、にぎやかに銀座デモを行い、世論に訴えた。5月18～19日には「パート・臨時労働者の第10回全国交流集会」を神奈川横浜市で開催し、過去最高の234人が参加した。

昨年11月から取り組んだ「パート・臨時で働く仲間の実態アンケート」は3月末集約で14,452筆を集約した。自治労連、国公、全教でも独自のパート実態調査を取り組み実態把握と組織化に向けての方針確立がすすみ、各地方でもパート集会やデモ、宣伝、110番活動など多彩な取り組みが行なわれた。

厚生労働省が今年2月に「パートタイム労働研究会中間まとめ」を発表したが、その後、野党国会議員が超党派でパートタイム労働法の法改正を進めることを目的に議員連盟を結成し、連絡会としてパート労働者の実態のヒヤリングに参加した。

介護保険の実施にともない介護ヘルパーの劣悪な労働条件が社会問題化している。全労連では介護ヘルパー組織化検討会を関係単産・地方とともに重ね7月6日には初めての全国ヘルパー集会を136名の参加で成功させ、介護報酬の引上げ、ヘルパーの労働条件改善に向けて厚生労働省、労働局交渉を行なっている。

5. 労働相談活動

<7-5>全国各地の労働相談活動の経験をもちより、「第3回労働相談員交流集会」を静岡県熱海市で11月30日～12月1日に開催し、70人が参加した。集会では2002年5月末までに100ヶ所以上の「常設労働相談所」の設置、100人以上の「専任相談員」の配置をめざして取り組んだものの、常設相談所・専任相談員配置とも十分な前進は見られなかった。

6月末現在、25地方・24地域に常設相談所が開設され、相談員は専任77人、半専任58人が配置されている。常設相談所の開設と専任相談員の配置は、地方・地域における相談活動の水準を飛躍的に高め、地方・地域組織のローカルセンターとしての役割を鮮明にしている。また、労働相談から労組結成・加盟に結び付けるなど組織の拡大強化にとっても重要な位置を占めるまでになっている。

全国一斉労働相談は、3月26日～28日を中心に29地方・35地域64箇所で開催し、全労連(本部)も東京の協力を得てとりくみ全国的に804件の相談が寄せられた。6月までの半年で約4500件の相談が寄せられており、これは昨年1年間に労連・単産・地方が受けた約1万件を上回る勢いであり、労働者状態の深刻さを反映している。膨大な未組織労働者に手をさしのべ、労働組合に結集していくために、常設相談所や未組織オルグの確立にむけて、財政対策をふくめ大胆に検討することが求められている。

6. 地域労組・ローカルユニオン

<7-6>地方・地域組織では労働相談と結合し、1人でも加入できる受け皿として地域労組・ローカルユニオン結成の取り組みが行なわれ、6月末現在、29地方に65組織の個人加盟労組が結成されている。地域労組は地域における未組織の不安定雇用労働者が1人でも加入できる労働組合として組織化の有効な役割を果たしている。岩手や栃木では企業内で1人から複数組織にし、産別に結集するケースも生まれている。各単産・地方組織が協力と連携をはかり地場の未組織労働者を組織化することは日本の労働組合の組織率を高め、不安定雇用労働者の労働条件改善と労働者の権利確立にとって緊急かつ重要な課題となっている。

7. 女性部のとりくみ

<7-7>女性部は育児・介護休業法改正に向け、署名、厚生労働省交渉、国会行動などにとりくむとともに各職場で協約闘争を強めた。男女平等の実現をめざし、「男女共同参画基本計画」の具体化、賃金・昇進等の男女差別是正にとりくんだ。芝信用金庫男女差別裁判の東京高裁勝利判決に続き、住友ミセス裁判の大阪地裁勝利判決、均等法改正以降のみとはいえ野村證券のコース別雇用管理への慰謝料支払いを命じた東京地裁判決などは全国の女性を励ました。

女性労働者の労働実態調査および妊娠・出産・育児実態調査を実施し、「働くルール署名」を強めた。憲法パン

フの発行や女性の憲法年連絡会に結集し5月3日の「有事法制反対・憲法守れ」の意見広告、街頭宣伝、署名などを行い、女性部独自で医療改悪と有事法制反対の国会行動を4回実施した。未組織女性労働者むけのリーフを作成し、女性労働者に働きかけるとともにはたらく女性の中央集会・女性の春闘懇談会春のつどい・日本母親大会・国際婦人デーなど女性の共同をひろげた。労働時間短縮、仕事と家庭の両立など働きつづける上での切実な女性の要求実現のために、女性部の組織確立と活動の活性化を各単産・地方で強化することが重要である。

8. 青年部のとりくみ

<7-8>青年部は全ての青年が人間らしく生き生きと働ける社会をめざし、青年組合員、深刻な青年労働者の要求を取り上げ、取り組みを進めてきた。

春闘の取り組みでは青年部での職場での青年同士の対話と交流を重視し、地域・職場で働くルールの学習と職場の外にいるフリーターなども視野に入れた行動を進めた。また、最低賃金体験が地方組織を中心に組み込まれ、それをもって青年労働者自身が厚労省交渉を行った。新聞労連などの単産青年部と共同で行った春闘集会の取り組みには、日本俳優連合の声優を講師に招き、学習を重視した取り組みを進めた。

平和の取り組みではピースウィンド実行委員会で通年の取り組みを重視した。中国（上海・南京）に平和ツアーを行い、戦争の惨たらしさを学習して交流を深めた。核兵器廃絶や基地反対などの運動とともに、戦争法、有事法制などでも、労働組合の枠を越え青年独自の行動を多彩に行った。

地方労連青年部の活動を重視し、千葉、埼玉などで青年部が再建され、東北、東海北陸、四国ではブロックでの交流も始まっている。白木屋争議や加藤楽器など、青年の争議を積極的に支援した。青年自身が取り組む労働相談も積極的に組み込まれ、多くの青年部が職場の枠を越えて未組織の労働者のなかに足を踏み出している。

9. 教育・宣伝活動のとりくみ

<7-9>全労連運動の新しい飛躍を実現するために教育・学習活動を強化するという基本方針に沿って全労連「組合員教科書」を02年1月に発行・増刷した。教科書普及のため東（仙台）・西（神戸）・中央で、出版記念講演会をおこなった。

01年秋闘の「くらしと雇用を守る全国キャラバン」と02春闘で300万枚大量宣伝ビラなど各種宣伝物の作成、4・12国民総行動（統一スト）成功めざす大量ポスター、100万枚ビラなど宣伝物などを作成してきた。02春闘で、「検証・大企業の連結内部留保」「国民春闘白書」とともに、組合員の春闘学習資料として新たに「学習の友春闘別冊」を大量に作成・普及した。

（ 以 上 ）

第2号議案

「組織拡大推進基金」の創設について

1. 「組織拡大推進基金」の提案に至る経過

<1-1> 全労連は、1996年の第16回定期大会で「組織拡大推進基金」の創設にむけて検討する方針を打ち出し、その後の大会でもその重要性を指摘してきた。しかし、全労連会館の建設と時期的に重なったこともあって、具体的な方針提起は先送りされてきた。その後、2000年7月の第19回定期大会で選出された幹事会は、21世紀を迎えて全労連の運動と組織の新たな飛躍が求められているとの情勢認識に立って、「組織拡大推進基金」の具体的な検討に着手した。そして、2000年10月に開催した第27回評議員会で「基金設置検討委員会」の設置を提案し、委員会における意見集約や幹事会での討議をふまえ、2001年8月の第29回評議員会に「組織拡大推進基金」についての基本的な考え方を提案、満場一致で採択された。

<1-2> また、第29回評議員会は単産代表（民間4名、公務4名）と地方協代表（4名）による「基金検討委員会」を設置し、幹事会代表とともに基金の規模、使途、集約方法、実施時期などについて討議を重ねることを確認した。同時に、委員会における討議経過・内容を全労連幹事会に反映させるが、委員会としての「答申」は行なわないこともあわせて確認した。さらに、委員会での討議を受けて幹事会としての中間的な提案をまとめ、2001年11月に開催する全国討論集会で討議を深めながら、2002年1月の第30回評議員会に「組織拡大推進基金」の具体的構想を予備提案するとの手順についても確認した。しかし第30回評議員会では、なお基金の意義や目的に関する基本論議を継続することが重要であり、具体的構想の提案を第20回定期大会に延期すると幹事会提案を承認した。

2. 「組織拡大推進基金」創設の意義と目的

<2-1> 「組織拡大推進基金」を創設する目的は、激動する情勢に対応する日本労働運動の高揚をめざして、その重要な一翼をになう全労連の組織を強化・拡大することにある。この10数年間、東欧やソ連の崩壊を契機に、アメリカの世界戦略にもとづくグローバリゼーションがおしすすめられ、世界に弱肉強食の競争社会が広がった。企業には国際競争力にうち勝つ生存競争が強いられ、労働者には「働くルール」の破壊が襲いかかった。いっさいの価値観を経済効率だけで押し量る「金融・財政改革」の名のもとに、社会保障の解体も世界共通の問題となった。しかし、世界の労働組合は「失われた10年」の苦闘のなかから前進にむけた教訓を学びとり、ふたたび新たな成功に向かって歩みはじめている。

フランスでは世界初の週35時間労働制の実現が数十万人の雇用創出をもたらした。イギリスでは最賃やパート均等待遇を定めた労働法の制定が労働運動を再生させている。アメリカでは過去20年間で最高の組織拡大に成功した。アジアでも、韓国などにおける労働組合の共同が政府を追い詰めている。これらの国の労働運動が明らかにした国際的な教訓は、ナショナルセンター自体が組織拡大の大胆な政策を実行していることである。

<2-2> これに対して、日本の労働運動は企業のリストラ「合理化」競争に有効な歯止めをかけることができず、国際的にも異常なルールなき資本主義を許してきた。労働法制改悪のもとで、従来の雇用形態が根本から崩され、パート・派遣などで働く仲間が急増し、労働組合の組織率の低下にも拍車をかけた。

しかし、その日本労働運動も長い間の停滞をのりこえて、再生にむけた新たな芽吹きが生まれている。その第一は、労働者の意識変化である。いくら企業に忠誠を誓っても企業のモラルハザードがくり

かえされ、「企業戦士」が真っ先にリストラの対象となる実態の進行が、労働者の企業への従属意識を薄めている。労働者が、連帯の基盤を企業ではなく地域や労働組合に求めはじめていることは、全国で年間100万件をこす労働相談や、全労連だけでもこの一年間に411にのぼる新しい労働組合結成に成功したことが証明している。

<2-3> 第二は、結成12年余のたたかいを通じて全労連が社会的地位を築いてきたことである。すべての労働者を視野に入れた政策の確立、産別・地方組織が一体となった運動の展開と組織拡大運動などは、ナショナルセンター機能の前進を示すものである。情勢が求めている課題からみれば、全労連の主体的力量はまだまだ不十分ではあるが、この到達点に依拠してたたかうならば21世紀の展望を確実に切りひらくことができる。

第三は、「パート均等待遇」「解雇規制法の制定」「サービス残業の根絶」などの課題で、全労連、連合をふくむ労働組合間の要求が接近しつつあることである。小泉内閣への評価と対応でも全労連、連合の姿勢は接近している。全労連は、「21世紀初頭の目標と展望」で複数のナショナルセンターが存在するもとも一致する要求での行動を積み上げ、長期で継続的な共同戦線を確立することを呼びかけたが、その方向に情勢が進展している。

<2-4> 全労連に結集する単産と地方・地域組織は、これまでも組織の強化・拡大をあらゆる活動発展の前提条件と位置づけ、それぞれの条件を生かして推進してきた。要求実現を阻むものとは断固としてたたかう全労連の組合には、資本と政府・自治体当局からの組織攻撃が常にもなうが、あらゆる困難をのりこえて結成以来の組織人員を維持・前進させてきたこれまでの奮闘は、たたかう労働組合の大きな誇りである。

しかし、小成に甘んずることは許されない。全労連の組織人員が21世紀に入って減少傾向にあることは、数の力とその団結力を武器とする労働組合にとって、決して看過できない基本問題である。単産・地方組織の奮闘とともに、ナショナルセンター自体が本格的な組織拡大を推進する体制と財政を確立することが急務となっている。全労連は、こうした現状認識の上に立って次の三つの戦略目標にもとづく組織拡大に挑戦する。

<2-5> 第一は、単産の量的拡大と機能強化である。全労連運動を中核として支えてきた単産組合員の減少傾向は、このまま放置するなら全労連機能にとって重大な事態を招きかねない。また、少なくない単産が「団塊の世代」を中心とした中高年組合員の献身的な結集と活動によって支えられており、組合員の高齢化も決して軽視できない。さらに全労連単産の多くは、全都道府県に地方組織や加盟組合を確立している状況にはなく、全国単産としての機能を発揮していくうえで大きな課題が残されている。

国際的な規模で進行する産業再編、企業形態や業務内容の突然の改変、めまぐるしい工場閉鎖や移転、労働者の出向・転籍などのもとで、産別組織の拡大も単産だけの努力では限界にきている。全労連と産別、地方・地域が一体となった組織戦略の確立ととりくみの推進こそが21世紀に求められる組織拡大の方向である。

<2-6> 第二は、地域に存在する膨大な未組織労働者の組織化に、本格的に挑戦することである。21世紀の労働運動が地域を主戦場に展開されることを想定したとき、地域に強大な組織基盤を築くことが決定的に重要である。もとより地域とは、単産の職場組織が存在し活動する場でもある。単産と都道府県組織が一体となって、どの地域のどんな産業の職場を重点に組織建設をすすめるのかの作戦を立て、地域に存在するすべての労働組合の力を集中して系統的に追求する方向を探求しなければならない。

そのためにも、職場や地域の動向に常にアンテナを張りめぐらす「常設労働相談所」の設置と専任相談員の配置と全国的視点で組織拡大を追求する「全労連オルグ」の配置が必要である。それを推進する大胆な財政的対策を全労連と単産・地方が一体となって確立することに成功したとき、組織拡大運動はかつて経験したことのない飛躍をつくりだすことができると確信する。それを全国的に追求するのが組織拡大推進基金の呼びかけである。

＜2-7＞ 第三は、臨時、パート、派遣などの形態で働く労働者の組織化を本格的に推進していくことである。わが国の労働組合が企業別に組織されてきたうえに、最近では中小企業の仕事や経営をめぐる環境がきびしさを増している。多くの組合が、臨時、パート、派遣労働者の苦しみに思いを馳せているものの、その仲間の組織化に力を割く余裕を失っている。この分野の組織化を前進させるためにも、全労連、単産・地方組織が一体となった対策が必要であり、「組織拡大推進基金」の創設はこれを推進するものである。

＜2-8＞ 全労連は、わが国の雇用労働者の3%、組織労働者の12%を結集するナショナルセンターとして、労働者と国民要求の実現、政治と社会変革を求めるたたかひの中心的役割を担っている。「全労連なかりせば」を考えたとき、その存在価値は明らかである。それでもなおかつ、日本には世界第二位の経済力がありながら、労働者はまったくその恩恵を享受していない。その根底に、労働組合組織率の著しい低さがあることは否めず、全労連の役割もその組織人員の不十分さゆえの限界にしばしば突き当たってきたことを忘れてはならない。

全労連が、わが国雇用労働者の10%・500万人を結集するナショナルセンターに成長したときには、どんな展望が切りひらかれるのだろうか。第一に生活と雇用を守る要求闘争の条件が高まる。第二に国民要求実現にむけた共同戦線が強化される。第三に労働委員会や政府各種審議会への参加をとおして、政府や財界と真っ向から切り結ぶ地位が確保できる。第四に日本の政治的力関係に変化をおよぼし、国民本位の民主的な転換にむけた展望がつけられる。そして第五に、日本労働運動の壮大な統一にむけた土台が築かれることになる。こうした視点に立って、全労連は「組織拡大推進基金」の創設を21世紀の全労連組織と運動の発展をきり開く不可欠の課題として不退転の決意をもって提案する。

3. 「組織拡大推進基金」による組織建設目標

＜3-1＞ 全労連の組織上の到達点は、22単産（9356単位組合）と47都道府県組織（地域労連470組織）、組合員140万人である。「組織拡大推進基金」の創設と活用によって、これを1万2000単位組合（2644組合増）、600地域労連（130地域増）、200万全労連（60万人増）に到達させる。これを土台に、500万全労連・800地域組織への到達をめざす。そのため、「組織拡大推進基金」の創設によって、47都道府県に段階的に「全労連オルグ」を配置する。「全労連オルグ」は、全労連の三つの組織戦略目標を基本に、①主要な単産の県組織を過半数の都道府県に確立し、産別機能の全国的強化にあたる。②地域の膨大な未組織労働者の本格的な組織化にむけ、都道府県自治体数（現行）の五分の一以上に地域労連を結成する。③臨時・パートなど、非正規労働者の組織化の促進することを主要な任務とする。

＜3-2＞ 単産の全国的な職場組織づくりでは、地方協規模で調整のうえ、各都道府県ごとの「重点単産」を設定し、全労連と単産、地方労連と地域労連が一体となった計画を作成して実践にあたる。「全労連オルグ」の配置によって、全労連に結集する主要単産が、過半数の都道府県に職場・地方組織を建設することをめざす。「全労連オルグ」を中心に組織地図を明確にし、重点目標を設定して空白単産の克服、少数単産の組織拡大をすすめる。

＜3-3＞ 地域の未組織労働者の組織化、地域労連の結成、常設労働相談所の設置では、すべての都道府県に「ローカルユニオン」を結成し、常設労働相談所と結合してさらに地域に広げる。「全労連オルグ」は、その推進状況を毎月全労連に報告し対策を講ずる。また、地方・地域労連、及びそれを構成する単産の職場組織と連携して、パート・臨時・派遣など不安定雇用労働者の組織化に挑戦する。

4. 「組織拡大推進基金」の規模・集約方法

＜4-1＞ 組織拡大推進基金は、①全労連の一般会計からの繰入金、②「組織拡大推進1億円カンパ」によって確立する。③あわせて、「基金」の恒常的な財源確保のために単産と地方組織からの「特別会費」などを検討する。

①全労連の一般会計からの繰入金は、他科目の徹底した効率化によって、年間3000万円を確保する。

基金が創設されていない今年度は、01年度の「繰越金処分」(約3000万円)によって繰り入れた「闘争積立金」のなかから充当する。

②「組織拡大推進カンパ」は、年間1億円の集約をめざし、地方組織を構成する単産の組合員と地方・地域労連独自加盟の組合員などから、「年額1000円以上の定期カンパ者」を10万人組織する。

「組織拡大推進カンパ」は、2003年8月から集約を開始できるよう本大会後から「登録」運動にとりくむ。カンパは全労連の「カンパ口座」に集約するが、地方組織が集約したカンパ額の90%を還元し、10%を基金会計に繰り入れる。中央でも全労連の専従役員、全労連幹事会を先頭にカンパを積極的に集約し、その90%を地方組織に一律額で還元する。

③「特別会費」については、本大会後に「基金設立準備会」(仮称・単産と地方組織、幹事会代表によって構成)を設置して検討する。

<4-2> 組織拡大推進基金は、2003年8月から創設する。「基金」設立後に、幹事会のもとに「基金管理委員会」を設置する。管理委員会は、支出予算の検討、還元金使途状況の点検などにあたる。

以上

第4号議案

2001年度決算繰越金処分と2002年度財政方針について（案）

I、2001年度決算繰越金の処分について

2001年度決算により生じた各会計の繰越金は、「会計処理規則」の第30条（剰余金の処分等）により、下記のように処分する。

- (1) 「一般会計」の繰越金 39,941,943 円は、福井の2000年度未収会費 2,952 円を償却し、残り 39,938,991 円を2002年度闘争基金会計に繰入れる。
- (2) 「国鉄闘争会計」の繰越金 3,399,975 円は、2002年度国鉄闘争会計に全額繰入れる。
- (3) 「闘争基金会計」の繰越金 24,088,377 円は、2002年度闘争基金会計に全額繰入れる。
- (4) 「機関紙・出版物等特別会計」の繰越金▲337,638 円は、2002年度機関紙・出版物等特別会計に全額繰入れる。
- (5) 「会館建設基金会計」の繰越金 17,868,031 円は、2002年度会館建設基金会計に全額繰入れる。

II、2002年度財政方針について

全労連の基本財政は、単産・地方会費を基本に「一般会計」でまかなう。会費収入については、大幅な減収という厳しい現実があるので、支出については前年度実績にもとづきながら、さらに支出の削減に全力をあげざるを得ない。同時に、21世紀の全労連運動の展望を切り開くため、組織拡大に総力をあげ会費納入人員増を実現する。また、会費納入人員が、団結の重要な側面である「厚生労働省発表の組織人員の8割納入」に達していない組織は、8割達成にむけて計画をたてて努力することを要請する。

1. 一般会計予算

- (1) 収入の部は、以下の通りとする。
 - ・ 2002年度収入は、2001年度当初予算と比較して会費収入に 33,631,512 円の減収が見込まれる。しかも2001年度一般会計は、2000年度繰越金から 29,306,496 円を繰入れたため、2002年度予算は2001年度当初予算に比べて 62,938,008 円の減額となる。
 - ・ 会費については、現行（単産正規会費 85 円、オブザーバー加盟単産会費 42.5 円、パート・年金者など減額会費 28 円、地方会費 6 円）で計上した。会費納入人員は6月1日現在会費納入人員（別表）を基本に、単産会費納入人員は 649,441 人（うち正規会費が 587,723 人、減額会費が 55,294 人、オブ会費が 6,424 人）、地方会費納入人員は 750,485 人で計上する。
- (2) 支出の部は、運動方針に基づきつつ、徹底した支出削減と効率執行を追求する。
 - ・ 人件費については、専従役員 2 名減（還元金は年額 780 万円据置、今年度から議長人件費を還元対象とする）と事務局員 1 人減、賃金は定昇程度を見込んだ。
 - ・ 書記局費は、前年度実績を基本に必要な経費を計上するが、事務局一丸となって経費節減の努力をする。なお、備品費はパソコンの買い替え、補修等の経費を見込んで増額した。
 - ・ 会議費については、大会、評議員会 2 回、幹事会 6 回・常任幹事会、単産・地方組織代表者会議などを見込んだ。
 - ・ 旅費全体については、前年度程度を見こんだ。
 - ・ 組織活動費については、全体として前年度実績より増額する。これは、組織拡大と未組織労働者の組織化にむけた「組織強化拡大基金」の創設について、全国的な討論を呼びかける宣伝・資料の費用等を加味した。女性対策費および青年対策費等は前年度実績とする。

- ・ 闘争費は、前年度実績より若干増額する。
- ・ 調査研究費は、研究費の見直し等で経費節減に努力する。
- ・ 教育宣伝費は、文学賞等の経費を削減した。
- ・ 共闘費は、前年度実績とした。
- ・ 国際活動費は、全体として削減した。「国際交流費」と「国際連帯費」を一本化し「国際交流連帯費」とする。
- ・ 国鉄闘争会計への繰出金は、削減し 1000 万円とする。機関紙・出版等特別会計への繰出金は、削減し 3200 万円とした。

2. 国鉄闘争会計予算

国鉄闘争を財政的に支えるため、国鉄闘争会計の前年度繰越金 3,399,975 円と一般会計からの繰り入れ 1000 万円で収入予算を計上する。支出については前年度実績を基本に計上する。

3. 闘争基金会計予算

全労連の「中期的財政方針」にもとづき、1992 年度から闘争基金会計を設け、闘争基金の積み立てをおこなってきた。2001 年度末の闘争基金の積立額は 9200 万円となっている。前年度の寄付金等による闘争基金会計の繰越金 24,088,377 円と一般会計の繰越金 39,938,991 円を闘争基金会計に繰入れる。

なお今年度は基金として 4000 万円を積立て、合計 1 億 3200 万円とする。

4. 機関紙・出版物等特別会計予算

機関紙・出版物等特別会計は、引き続き読者拡大等により会計の健全化をめざす。収入は前年度繰越金 ▲337,638 円と一般会計からの繰り入れ 3200 万円、有料購読料 1300 万円を計上する。支出については、前年度実績を基本に計上する。

5. 会館建設基金会計予算

会館建設基金会計は、収入については、前年度繰越金 17,868,031 円の全額繰り入れと単産賦課金収入として 229,400,397 円、単産外のカンパ 50 万円を見込んで計上する。支出については、財団への会館建設費分寄付金を今年度 2 億 1000 万円計上する。

2002年6月1日現在

加盟組織会費納入人員一覽

(単位 人)

単産名	会費納入人員		地方名	会費納入人員	
建交労	@85	36,700	北海道		25,000
	@28	26,500	青森		6,000
		10,200	岩手		15,100
J M I U		8,000	宮城		8,000
自交総連		27,000	秋田		4,640
検数労連		1,600	山形		1,100
通信労組		1,040	福島		10,000
生協労連	@85	56,999	茨城		8,000
	@28	21,905	栃木		3,600
		35,094	群馬		5,000
全労連全国一般		10,200	埼玉		98,175
全労連織維		24	千葉		30,000
全信労		4,600	東京		110,000
地銀連		198	神奈川		35,000
全印総連		4,300	新潟		4,700
映産労		40	山梨		1,000
日本医労連		92,000	長野		11,500
福祉保育労		6,000	富山		3,000
年金者組合	@28	10,000	石川		2,500
国公労連		77,590	福井		1,479
自治労連		189,900	岐阜		4,300
全教		113,050	静岡		11,000
郵産労		1,640	愛知		45,000
特殊法人労連		2,136	三重		2,400
正式加盟合計		643,017	滋賀		7,500
(正規会費)	@85	587,723	京都		65,000
(減額会費)	@28	55,294	大阪		85,000
民放労連		6,000	兵庫		15,000
映演総連		424	奈良		7,100
オブ加盟合計	@42.5	6,424	和歌山		9,000
			鳥取		1,250
			島根		3,680
			岡山		12,900
			広島		11,861
			山口		10,800
			徳島		5,000
			香川		2,600
			愛媛		7,100
			高知		8,000
			福岡		24,500
			佐賀		4,000
			長崎		2,600
			熊本		9,000
			大分		2,500
			宮崎		3,000
			鹿児島		3,200
			沖縄		3,400
合計		649,441	合計		@6 750,485
正式加盟		(643,017)			
オブ加盟		(6,424)			

2002年度一般会計予算（案）

収入の部

科 目	金 額	全体比	適 用
単産会費	621,332,484	90.84%	月正規587,723名減額55,294名オプ6,424名 587,723名×85円×12ヶ月=599,477,460円 55,294名×28円×12ヶ月=18,578,784円 6,424名×42,5円×12ヶ月=3,276,240円
地方会費	54,034,920	7.90%	月750,485名 750,485名×6円×12ヶ月=54,034,920円
積立金取崩収入	7,448,400	1.09%	中退共掛金過去勤務分取崩
雑収入	1,184,196	0.17%	
合 計	684,000,000	100.00%	

支出の部

科 目	金 額	全体比	適 用
人件費	273,427,400	39.97%	
賃金諸手当	242,679,000	35.48%	専従役員派遣組織への還元金、専従事務局員賃金
通勤費	7,700,000	1.13%	専従役員・事務局員通勤定期代
社会保険費	14,500,000	2.12%	専従事務局員社会保険料
福利厚生費	1,100,000	0.16%	専従役員・事務局員共済掛金、定期健診
中退共済掛金	7,448,400	1.09%	中退共掛金過去勤務分15名分
書記局費	38,500,000	5.63%	
事務所費	11,500,000	1.68%	事務所維持会費、水道光熱費
通信運搬費	11,000,000	1.61%	定期発送・電報電話料・fax・払込手数料
印刷消耗品費	6,000,000	0.88%	コピー機使用料、コピー用紙・名刺等事務消耗品
備品費	3,000,000	0.44%	什器備品
借料損料	2,500,000	0.37%	OA機器等リース料
事務局雑費	3,000,000	0.44%	会計士・社会保険労務士委託費、監査諸経費、来客用お茶等
車両費	1,500,000	0.22%	保険料・自動車税・燃料代・駐車場代等
会議費	24,500,000	3.58%	
大会費	7,000,000	1.02%	
評議員会費	5,000,000	0.73%	評議員会2回分諸経費
幹事会費	6,000,000	0.88%	幹事会6回分・常任幹事会諸経費
各種会議費	6,500,000	0.95%	単産地方代表者会議、その他諸会議費
旅費	27,400,000	4.01%	
オルグ費	8,000,000	1.17%	大会挨拶・学習会・春闘討論集会等旅費
行動費	17,300,000	2.53%	専従役員・事務局員行動費、非専従役員行動費補助
都内行動費	2,100,000	0.31%	専従役員・事務局員都内行動交通費
組織活動費	70,900,000	10.37%	
組織対策費	30,000,000	4.39%	組織拡大オルグ、組織集會、組織拡大推進基金等
地方組織活動助成金	20,000,000	2.92%	地方地域活動助成ブロック補助
女性対策費	11,000,000	1.61%	女性部活動費・対策費
青年対策費	7,400,000	1.08%	青年部活動費・対策費
労働委員会等対策費	2,500,000	0.37%	労働委員会民主化対策会議分担金
闘争費	97,000,000	14.18%	
春闘・諸闘争費	62,000,000	9.06%	全国キャラバン・国民大集会・平和憲法擁護・労働法制・春闘・社保闘争等
宣伝費	35,000,000	5.12%	秋闘・春闘大量宣伝等
調査研究費	20,900,000	3.06%	
図書費	2,500,000	0.37%	図書購入諸経費
調査活動費	2,400,000	0.35%	ホームページ作成・インターネットアクセス料
研究費	16,000,000	2.34%	労働総研年会費
教育宣伝費	500,000	0.07%	
教宣文化費	500,000	0.07%	
共闘費	41,500,000	6.07%	
共闘負担金	41,500,000	6.07%	共闘組織分担金
渉外費	4,000,000	0.58%	
渉外費	4,000,000	0.58%	旗開き・友誼組織との懇談、慶弔費等渉外費
国際活動費	11,800,000	1.73%	
国際交流連帯費	10,000,000	1.46%	海外派遣、外国代表受入等諸経費
調査情報費	1,800,000	0.26%	翻訳料、世界の労働者のたたかい等印刷費
繰出金	42,000,000	6.14%	
国鉄闘争会計繰出金	10,000,000	1.46%	国鉄会計への繰出し
機関紙会計繰出金	32,000,000	4.68%	機関紙・印刷物等会計への繰出し
積立費	9,800,000	1.43%	
中退共済積立	3,000,000	0.44%	専従事務局員中退共掛金積立
減価償却積立	6,800,000	0.99%	什器備品、宣伝車、建物等減価償却費積立
予備費	21,772,600	3.18%	
合 計	684,000,000	100.00%	

2002年度国鉄闘争会計予算（案）

収入の部

科 目	金 額	全体比	
前年度繰越金繰入	3,399,975	25.37%	
一般会計からの繰入	10,000,000	74.63%	
雑収入	25	0.00%	
合 計	13,400,000	100.00%	

支出の部

科 目	金 額	全体比	
闘争本部会議費	1,200,000	8.96%	国鉄闘争本部会議諸経費
各種闘争費	7,000,000	52.24%	一の日行動清刷り・署名用紙等闘争資材
闘争本部維持費	5,000,000	37.31%	全動労闘争本部人件費補助、電報電話料等
予備費	200,000	1.49%	
合 計	13,400,000	100.00%	

2002年度闘争基金会計予算（案）

収入の部

科 目	金 額	全体比	
前年度繰越金繰入	24,088,377	37.06%	
一般会計からの繰入	39,938,991	61.44%	
雑収入	972,632	1.50%	
合 計	65,000,000	100.00%	

支出の部

科 目	金 額	全体比	
闘争積立	40,000,000	61.54%	
予備費	25,000,000	38.46%	
合 計	65,000,000	100.00%	

2002年度機関紙・出版物等特別会計予算（案）

収入の部

科 目	金 額	全体比	
前年度繰越金繰入	337,638	-0.76%	
機関紙購読料	13,000,000	29.08%	
一般会計からの繰入	32,000,000	71.59%	
雑収入	37,638	0.08%	
合 計	44,700,000	100.00%	

支出の部

科 目	金 額	全体比	
機関紙印刷代	22,500,000	50.34%	全労連新聞印刷代、縮刷版
機関紙発送代	11,000,000	24.61%	全労連新聞発送代
出版物印刷・発送代	500,000	1.12%	ピクトリーマップ・春闘パンフ
月刊全労連代	5,000,000	11.19%	月刊全労連諸経費
編集・取材費	4,000,000	8.95%	取材旅費・写真代・原稿料等
会議費	500,000	1.12%	
事務費	500,000	1.12%	購読払込手数料・機関紙購読申込書
予備費	700,000	1.57%	
合 計	44,700,000	100.00%	

2002年度会館建設基金会計予算（案）

収入の部

科 目	金 額	全体比	
前年度繰越金繰入	17,868,031	7.21%	
会館建設カンパ収入	500,000	0.20%	
単産賦課金収入	229,400,397	92.57%	
雑収入	31,572	0.01%	
合 計	247,800,000	100.00%	

支出の部

科 目	金 額	全体比	
会館建設分寄付金	210,000,000	84.75%	
予備費	37,800,000	15.25%	
合 計	247,800,000	100.00%	

第5号議案

「全労連規約・大会運営規定の改正（案）」

〈 提案理由 〉

1) 「全労連規約」改正（案）の提案

- ① 全労連会館建設に伴う事務所移転により、規約の「事務所の所在地」を改正する。
- ② 2000年7月行われた第19回定期大会において、毎年開催していた定期大会を隔年開催とし、それに伴い、会計処理、評議員会の開催回数などを含め「全労連規約」を改正した。
その結果、大会がある年は評議員会が2回、大会がない年は3回となり、大会があった2000年は評議員会が10月と2001年1月に行われ、大会が行われなかった2001年は、7月と2002年1月、5月に行われた。7月の大会と大会に変わる評議員会、1月の評議員会は、半期ごとの運動の総括や方針提起、会計報告、そして1年間の総括と方針提起、会計決算・予算提案が行われたが、2000年10月と2002年5月の評議員会は評議員会としては、やや中途半端な位置付けとなった。
今後、大会・評議員会を半期ごとに行うことを基本にし、大会が開催される年は評議員会は年1回1月に開催し、大会がない年は、評議員会は2回（7月と1月）とし、秋闘の意思統一、春闘総括などは単産・地方代表者会議などを開催することとする。なお、第42条で会計報告・監査報告は、半期ごとに行い、直近の評議員会に文書でなされることになっている。
- ③ 低所得もしくは不安定雇用労働者の会費は、当初の規約・実態とも「半額」であったが、1997年の第16回定期大会において、関係単産の組合費の実態等を考慮して現行の「3分の1」に変更された。しかし、「規約改正」が行われてこなかったため今回、規約を改正する。

2) 「大会運営規則」の改正について

- ① 大会代議員の委任状の扱いをなくす。
- ② 採決の方法が第35条では「原案に遠いものから採決する」、第37条では「賛成、反対、保留の順」の採決になっているのを、「原案の趣旨に遠いものから採決する」に統一して挙手採決も「反対、保留、賛成の順」にする。

〈 規約・規則の改正内容 〉

「全労連規約」改正（案）

(旧)	(新)
(第1条 略称と所在地) 1 (略) 2 事務所を(所在地)に置く。 <u>(所在地)は2001年4月までは、東京都港区新橋6丁目19番地23号「平和と労働会館」、2001年5月以降は、東京都文京区湯島2丁目4番地4号「全労連会館」</u> (第19条 評議員会の開催) 1 評議員会は年2回開催する。但し、定期大会が開催されない年は年3回開催する。	(第1条 略称と所在地) 1 (略) 2 事務所を東京都文京区湯島2丁目4番地4号「全労連会館」に置く。 (第19条 評議員会の開催) 1 評議員会は年1回1月に開催する。但し、定期大会が開催されない年は年2回7月と1月に開催する。

<p>(第36条 会費)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 低所得もしくは不安定雇用労働者を多数組織している組織で、つぎの要件を満たしている場合、当該組合員の会費を半額とする。</p> <p>(附則)</p> <p>第47条 この規約は2000年7月27日から施行する。</p>	<p>(第36条 会費)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 低所得もしくは不安定雇用労働者を多数組織している組織で、つぎの要件を満たしている場合、当該組合員の会費を<u>3分の1</u>とする。</p> <p>(附則)</p> <p>第47条 <u>この規約は2002年7月26日から施行する。</u></p>
--	--

「大会運営規則」改正 (案)

(旧)	(新)
<p style="text-align: center;">(第3章 大会代議員)</p> <p>第8条 <u>代議員がやむを得ない事情によって出席できない場合は、委任状の証明によって、同一組合に代議員資格を委任することができる。委任を受けたものは、資格審査委員会に委任状を提出して代議員証の交付を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(第11章 採決)</p> <p>第37条 挙手採決は、賛成、反対、保留の順におこなう。</p> <p>(附則)</p> <p>第48条 この規則は、1989年11月21日より施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(第3章 大会代議員)</p> <p>第8条 (削除) (以下各条を1条ずつ繰り上げる)</p> <p style="text-align: center;">(第11章 採決)</p> <p>第<u>36</u>条 挙手採決は、<u>反対、保留、賛成</u>の順におこなう。</p> <p>(附則)</p> <p>第<u>47</u>条 <u>この規則は、2002年7月26日より施行する。</u></p>

全労連第20回定期大会スローガン

雇用・くらし・いのちと平和を守り、
政治の民主的転換にむけ、壮大な共同の発展を